

7/10 部

取扱注意

ガイゼル伯国大統領訪日資料  
〔日伯農業開発協力編〕

昭和51年9月

国際協力事業団

76

RY

国際協力事業団	
受入 587. 4. 136 月日	7036
登録No. 08440 No.	8072 AD

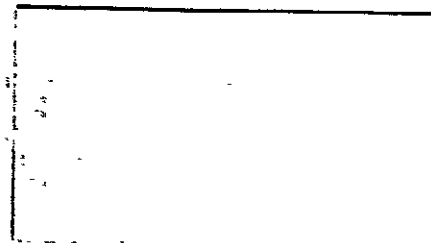
## 目 次

I	経 緯	1
II	実施のスケジュール	7
III	試験的事業(5万ヘクタール)の仕組み	11
IV	事業実施予定地域	15
V	日伯両国首脳共同声明(抄)	19
VI	基礎調査報告書(抄)	23
VII	倉石前農林大臣のブラジル訪問に際しての発言, 応答事項	35
VIII	エイドメモワール	39
IX	日伯農業開発協力に関する基本的考え方	45
X	福田副総理訪伯発言メモ	67
XI	パウリネリ書簡	71
XII	福田副総理返書	75
XIII	昭和51年度予算要求時における構想	79
XIV	伯政府の伯民間団体に対する提案	83
XV	日・伯セラード農業開発協力計画に関する主要了解事項(於ブラジリア)	87
XVI	日伯農業開発計画に関する主要了解事項(於東京)	93
XVII	F/S結果の報告	99
XVIII	ヴァレンチーニ書簡	109
XIX	農業研究協力の概要	115
XX	農業研究協力に関する討議議事録	119
XXI	ブラジルとの技術協力基本協定(略称)	133

JICA LIBRARY



1025199[9]



XXII 名 簿 .....	143
(1) 日・伯農業開発協力推進議員懇談会 .....	145
(参考) 日・伯議員連盟	
(2) 日・伯農業開発協力企画委員会 .....	140
(参考) 日・伯農業開発協力企画委員会設置要領	
(3) 日・伯農業開発協力委員会 .....	152
(4) 日・伯農業開発協力委員会運営委員会 .....	155
(参考) 日・伯経済合同委員会日本側委員	

I 經 緯

## I 日・伯農業開発協力事業の経緯

時 期	事 項
昭和49年9月	田中前総理大臣ブラジル連邦共和国訪問，ガイゼル大統領と両国間の経済提携の強化等につき話し合い，農業開発の分野においても両国間で一層の提携を図ることが合意され，共同発表において，「日・伯双方の民間資本の一層の提携の可能性を歓迎し，両国政府は，ブラジルにおける農業開発事業（農産物の生産，企業化及び商品化）に対する適切な支援について検討する予定である。」旨を表明。
昭和50年2月 ～3月	上記共同発表に基づく，日・伯農業開発協力事業の具体化を図るため，国際協力事業団から予備協議調査団をブラジルに派遣，連邦政府及びミナス・ジェライス州政府関係者と協議並びに現地調査（団長，足利知己国際協力事業団農林業計画調査部長）。
昭和50年4月	農林省内に国際部長を座長に関係部課長を構成メンバーとする「検討グループ」を設け推進方策を検討。
昭和50年5月	経団連，日・伯経済協力委員会の下部組織として，「日・伯農業開発協力委員会」（委員長，平井富三郎日・伯経済協力委員会委員長）発足。
昭和50年6月	倉石前農林大臣，パウリネリ伯国農務大臣の招待で訪伯，パウリネリ農務大臣はじめ，政府関係者等と日・伯農業開発協力事業の推進方策について意見交換。パウリネリ農務大臣，倉石前農林大臣に対し伯側の基本的な考え方をまとめたエイドメモワール提示。

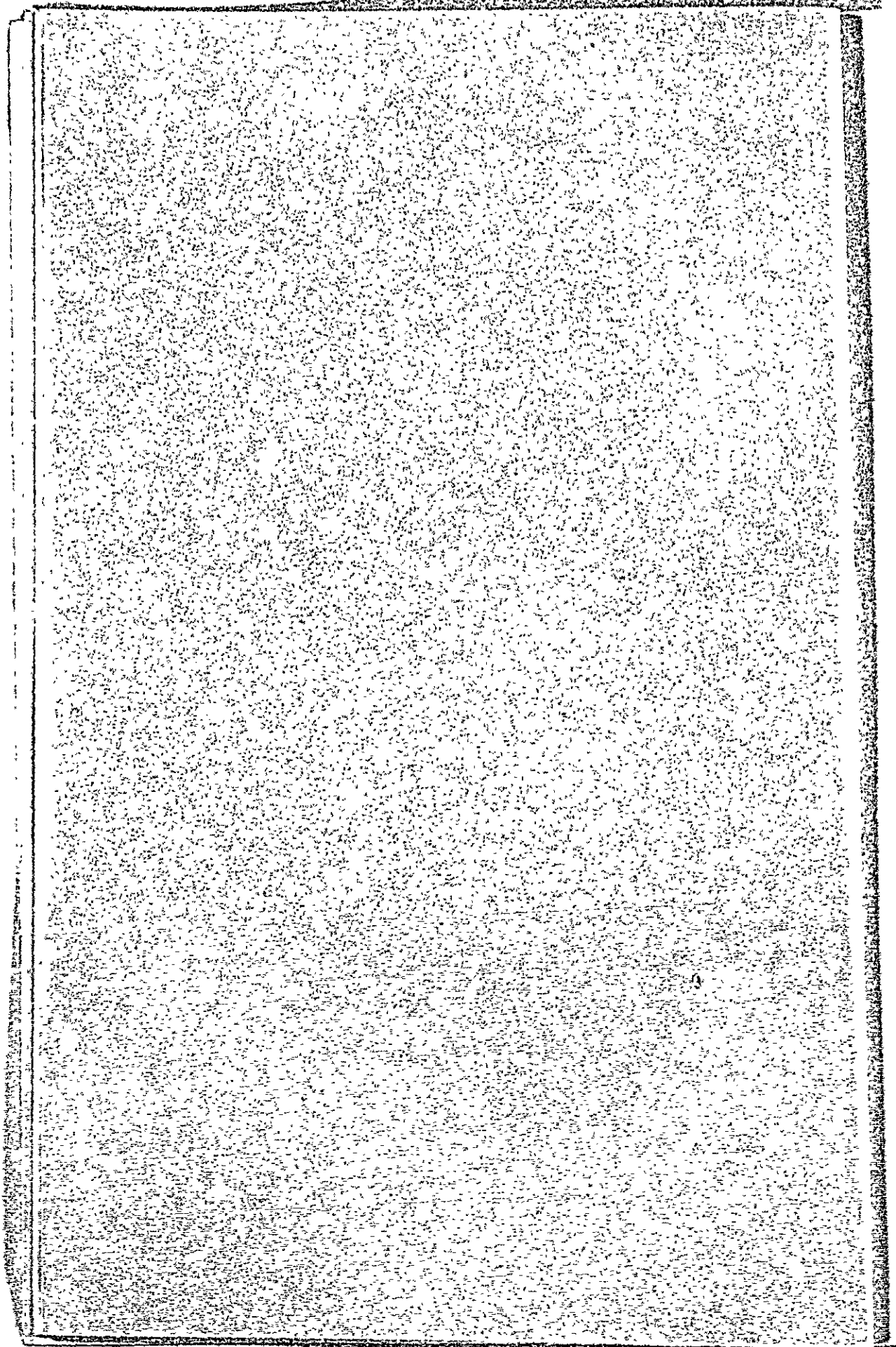
時 期	事 項
	<p>(エイド・メモワールの概要)</p> <p>①政府間の包括的協定によって協力事業が支援される。②協力事業の範囲は、セラード農業研究協力、農産物の生産、流通、加工事業及び農業生産資材の生産・供給事業とする。③両国政府は協力事業に対し金融上の支援を与える。④セラード農業研究協力については、日本からの専門家の派遣、機材供与及び研修生の受入れを期待。⑤農業生産、農産物の流通・加工及び農業生産資材の生産・供給事業は民間がイニシアチブをとり、政府は支援と保証を与える。⑥農業協同組合に特別の役割を与える。⑦日・伯合弁事業においては、その資本の過半数はブラジル側のものとする。⑧土地取得のため投資会社を設立する。</p> <p>なお、倉石前農林大臣訪伯に当り、全国農業協同組合中央会常務理事、農業団体としても、本開発協力事業に協力することを表明。</p>
昭和50年7月	<p>倉石前農林大臣、安倍農林大臣はじめ農林省幹部、土光会長はじめ経団連関係上層部及び自民党対外経済協力特別委員会に訪伯結果を報告。食糧の安定供給確保の観点から積極的な推進及び協力を要請。</p>
昭和50年9月	<p>福田副総理訪伯「農業開発問題は倉石前農林大臣が日本側の推進者である」ことを発言。</p>
昭和50年10月	<p>日・伯農業開発事業について日本側検討状況の説明及び基本的事項について意見交換するため国際協力</p>

時 期	事 項
昭和50年11月	<p>事業団から官民からなる調査団を派遣。基本的な枠組みについて方向づける。</p> <p>日・伯農業開発協力事業の重要な柱の1つである政府ベースのセラード農業研究協力の実施計画策定のため、国際協力事業団から調査団（団長、山本草地球試験場長）を派遣。</p>
昭和50年12月	<p>(1) 倉石前農林大臣を会長に総合農政調査会、農林部会、外交部会、経済協力特別委員会の関係議員を構成メンバーとする「日・伯農業開発協力推進議員懇談会」を結成。</p> <p>(2) パウリネリ農務大臣、福田副総理に対し書簡をもって、積極的な協力支援方を要請。</p> <p>(3) 51年度予算において、日・伯農業開発協力事業実施のため、日本国内に設立される投資会社に対する国際協力事業団からの出資及び伯国内に、日・伯双方の投資会社からの出資によって設立される開発会社に対し、開発事業資金を国際協力事業団から直接貸付けることが認められる。</p>
昭和51年2月	<p>日・伯農業開発協力事業の計画実施に関する基本的な枠組みと今後の進み方を協議するため国際協力事業団から官民合同調査団（団長、久宗高国際協力事業団副総裁）を伯国に派遣、基本的枠組みについて日・伯間で合意。</p>
昭和51年3月	<p>政府ベースのセラード農業研究協力の計画実施に関し、1970年日・伯両国政府間で取極めた技術協</p>



時 期	事 項
昭和51年4月	<p>力に関する基本協定に基づく補足協定締結のため伯側と協議するため国際協力事業団から調査団（団長江川農業技術研究所長）を派遣。補足協定に盛り込むべき内容について日・伯間で合意成立（R/D締結）。日・伯両国の官民が共同して実施するフィージビリティ・スタディー準備のため日・伯農業開発協力事業の実施に係る基本的な事項，特に開発会社のあり方を中心に，それらを審議決定するため，政府関係者（農林，外務，大蔵，経企，国際協力事業団，海外経済協力基金），農業団体関係者（全中，全農中金，全共連）及び経団連関係者（経団連，三井，三菱，伊藤忠，住友商事）を構成メンバーとする「日・伯農業開発協力企画委員会」（委員長，久宗高国際協力事業団副総裁）を設置。</p>
昭和51年6月	<p>日・伯農業開発協力事業に係るフィージビリティ・スタディー実施協議のため，ヴァレンチーニ伯国農務大臣補佐官を団長とする伯側協議ミッション来日。開発会社の機能及び，フィージビリティ・スタディーの実施スケジュールについて合意。</p>
昭和51年7～8月	<p>E/S実施。</p>
昭和51年8月～9月	<p>久宗国際協力事業団副総裁訪伯，パウリネリ農務大臣等と資金問題について協議，基本的合意成立。</p>

## Ⅱ 実施のスケジュール



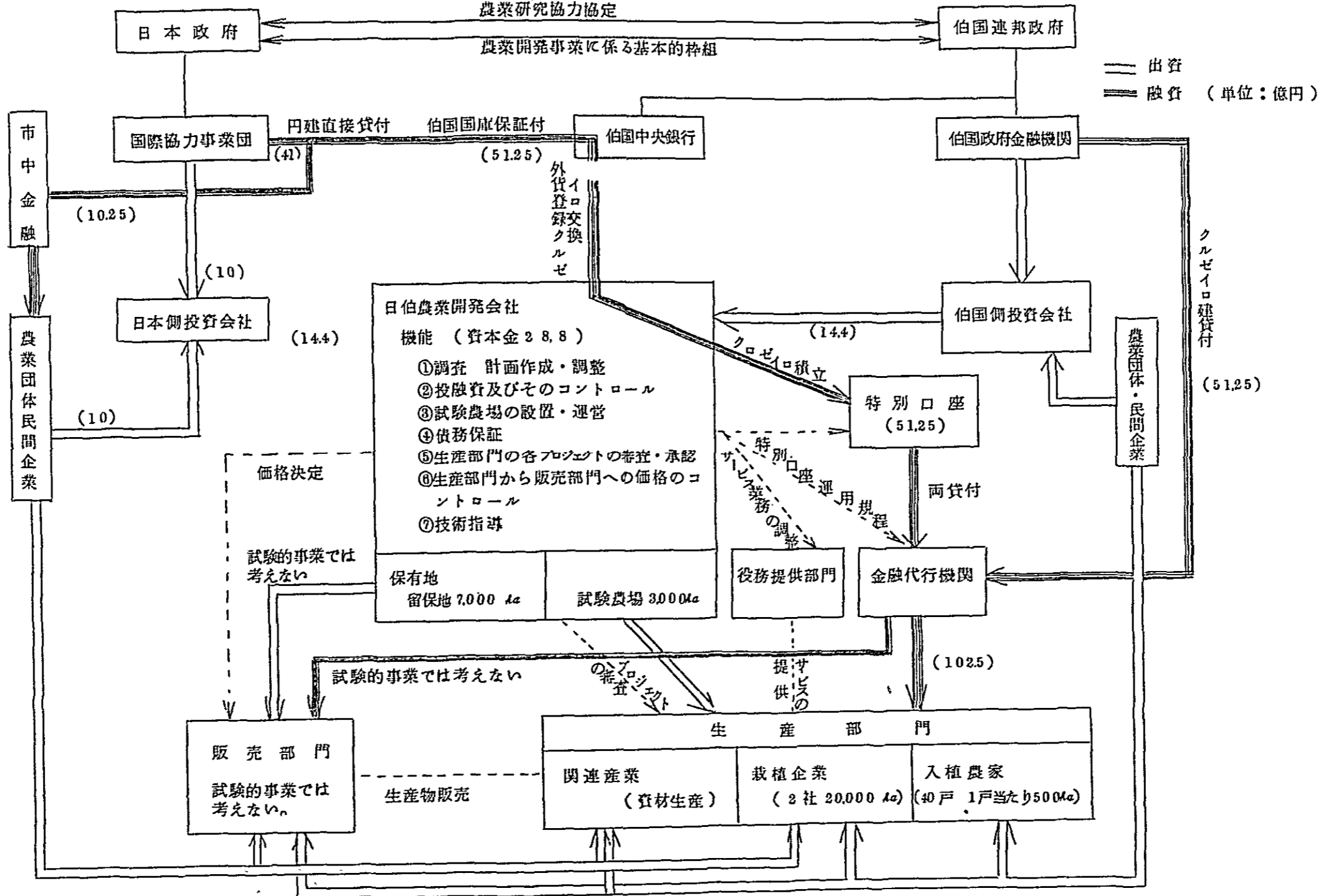
## Ⅱ 日・伯農業開発協力事業の実施スケジュール

9月15日	伯国ガイゼル大統領来日
～20日	・ 共同声明 ・ 開発事業に係る基本的枠組みに関するR/D締結
10月末	日本側投資会社設立（資本金20億円）
11月	民間レベルの諸契約締結（日・伯投資会社間）
12月末までに	日・伯農業開発会社（現地）設立 ・ 日本側14.4億円出資
”	日本側金融機関と開発会社間でL/A締結
”	政府支援に関するE/N締結
52年2月頃	生産事業着手 ・ 栽植企業設立固定資産整備 ・ 入植者土地取得
52年3月	日本側金融機関開発会社へ貸付け10億円
52年度上半期	日本側金融機関貸付け20億円
52年10月	第1回播種（栽植企業生産開始）
53年度上半期	日本側金融機関貸付け21.25億円
53年10月	第2回播種（入植農家生産開始）



### Ⅲ 試験的事業（5万ヘクタール）の仕組み

### Ⅲ 試験的事業（5万ヘクタール）の仕組み







#### IV 事業実施予定地域

# IV. 事業実施予定地域

(ミナス・ジエライス州)





V 日·伯两国首脑共同声明(抄)

## V 日・伯両国首脳共同声明

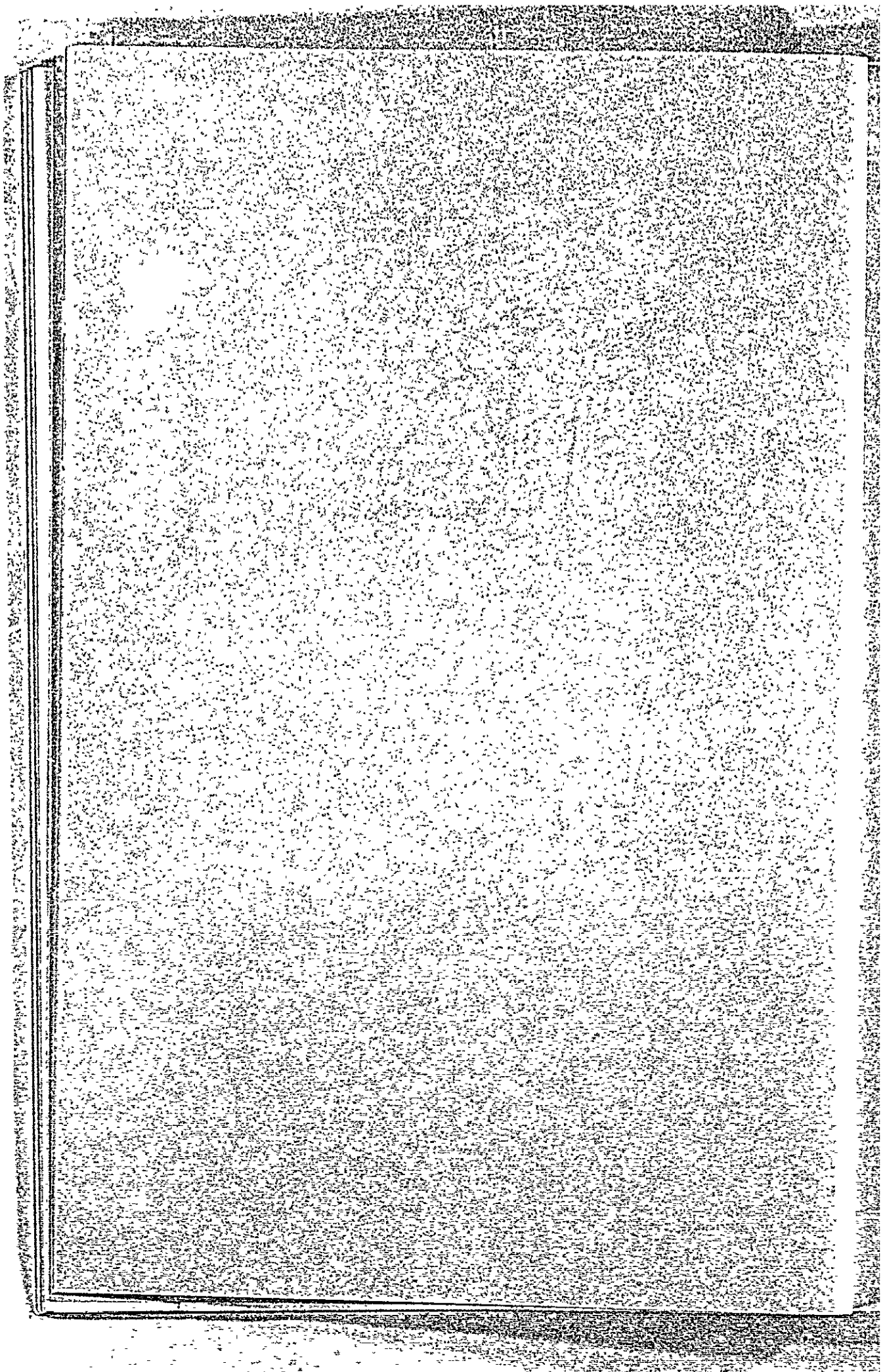
田中総理大臣のブラジル連邦共和国公式訪問に際しての  
日・伯共同発表（仮訳・抄）

（ 1 9 7 4 年 9 月 1 7 日 ブラジリア ）

大統領と総理大臣は、ブラジルの農業事業におけるブラジル資本と日本の民間資本との間の一層の提携の可能性を歓迎した。これらの事業はブラジル側の過半数の資本参加を得て農産物の生産、企業化及び商品化に従事し、ブラジル国内市場の需要に優先度を与え、かつ生産の一部は輸出向けに計画される。両国政府はこれらの農業事業に対する適切な支援について検討する予定である。



VI 基礎調査報告書（抄）





## Ⅵ 基礎調査報告書（抄）

### 要約と勧告

#### 1. 序

1974年9月17日、田中総理大臣はブラジル連邦共和国を訪問し、ガイセル大統領と両国間の経済提携の強化等につき話し合いを行ったが、その際、農業開発の分野においても両国間で一層の提携をはかることが合意され、共同発表においてその考え方が明らかにされた。

このため、日本政府は共同発表に基づく日本、ブラジル農業開発協力事業の具体化をはかるため、まず予備調査を実施することを決め、国際協力事業団により、同事業団農林業計画調査部長、足利知巳氏（後半、同事業団、農業開発協力部長、渡辺滋勝氏）を団長とする現地調査団を派遣した。

調査団は、この事業に関し、ブラジル連邦政府等と予備的協議を行うとともに、事業実施候補地域について、開発の基本構想策定のための現地調査を行なった。調査は、1975年2月9日から3月25日まで、13名の専門家（うち2名は外務省、農林省より各1名同行）によって行なわれた。

現地調査の対象地域は、日本側、ブラジル側双方協議の結果、ミナス、ジェライス州が選ばれ、また、ミナス・ジェライス州のなかにおいては、州政府と協議の結果、州の西部及び西北部の三角ミナス地域、パラナイバ上流地域、バラカツ地域、及びサンフランシスコ上流地域が選ばれた。調査団は、日程の許す範囲内でこれら地域を踏査した。

調査団は帰国後、国内において調査結果の整理、技術的検討を行なうとともに、この事業の可能性、あり方等につき検討を行なった。これを要約すれば次の通りである。

## 2. 日本・ブラジル農業開発協力事業の構想と連邦、州政府の農業開発計画

日本・ブラジル農業開発協力事業は、共同発表に明らかにされているように両国政府の支援のもとに、ブラジル資本と日本の民間資本とが提携して、農産物の生産、企業化、及び商品化を行なう農業開発事業を実施し、その生産物をまずブラジル国内需要に供するとともに、その一部を輸出に振り向け、もって両国の利益の増進に寄与することを目的として構想されている。

ブラジル側は、この事業に極めて意欲的であり、大きな期待をよせている。これはブラジルにおいて農業開発が今後の経済の発展にとって極めて重要な課題となっていること、日本とブラジルの間には永い歴史的な友好関係があること、ブラジル農業開発において日本人移住者の果たした役割が高く評価されていることによるものであろう。この事業は日本とっても海外に依存せざるをえない農産物の供給量の増大と供給源の多角化に資するものともなるものであり、ブラジル側と協力してこの事業の円滑かつ効果的な推進をはかることは、両国にとってまことに大きな意義をもっている。

また、この事業の構想は、連邦政府及びミナス・ジェライス州政府で進めている第2次国家開発計画をはじめとする各段階の農業開発計画に合致しており、これら計画と関連づけ、適切な計画のもとに円滑な実施がはかれるならば、その成果に大きな期待をかけることができる。

## 3. ブラジルにおける農業開発協力の環境

この事業の実施をめぐるブラジルの経済的、社会的環境は優れている。経済はいぜん高い成長をつづけている。外資に対する規制もそれ程きびしくない。農業の国民経済に果たす役割は大きく、輸出農産物の輸出に占める比重は1974年でなお59%で、そのため積極的な開発政策がとられている。農産物、とくにブラジルにおける非伝統的な農産物—大豆、とうもろこし、ソルゴ等—に対する内外の市場は拡大しつつある。ブラジル農業の可能性は、土地資源の広大さ、生産性の低位、開発を可能ならしめる

基礎条件としてのインフラストラクチャーの整備計画等からしても、まことに巨大である。とくに、ミナス・ジェライス州を含む中西部のセラード地帯は、将来の大農業地帯としての開発の可能性をもち、現にその開発の前線をなしているミナス・ジェライス州のセラード開発の意義は大きい。

農業開発協力をめぐる環境はこのように好適であるが、反面、最近は農産物市場、とくに輸出市場は世界的な不況を背景に不安定な要素を増しており、今後のブラジルにおける農産物市場も長期的には現状の拡大傾向を続けるであろうが、その過程では、不安定な変化を免れえないということに注意しなければならない。また、農業開発の可能性は大きいですが、国際競争に堪えうる農産物の生産のためには、技術の高度化、経営の企業化、流通の改善等に格段の努力が必要である。

#### 4. 調査対象地域の現況と問題点

##### ○ 一般現況

調査対象地域はミナス・ジェライス州の西部及び西北部でセラードと呼ばれる土地が大部分を占めている。

これらの地帯は、サンパウロ・ペロオリゾンテの経済圏内にあり、これらの都市の他リオデジャネイロ、ブラジリア、の諸都市およびピトリア、サントスの諸港へ通ずるハイウェイ、および鉄道が地区内又は地区附近を通っており、立地条件に恵まれている。人口密度は3.5～17.6人/Km<sup>2</sup>で州の平均19.5人/Km<sup>2</sup>に比し疎である。

南緯17°から20°までの間にあって、標高は海拔600m～1100m、地形は平坦か又は緩やかな傾斜をなしており、疎林(灌木)と草原が混在している。

##### ○ 気象

他の熱帯地方にもみられるように日照には恵まれている。降雨量は年間平均1,100mm～1,400mmで、そのほとんどが10月から3月まで

の間に集中しており、驟雨形の降雨である。

気温は月平均最低気温が10℃～18℃、月平均最高気温が20℃～30℃であり、日温度較差は10℃～15℃と大きい。

Koppenによる気候区分ではAWおよびCwaに属す。

○ 土壌および土地利用

土壌はLatosolが大部分を占めており、一般に酸性が強く（PH 4.5～5.5）有機質が少く、養分塩基が欠乏している。

○ インフラストラクチャーの整備

この地域とくに三角ミナス地域は道路、鉄道、倉庫等のインフラストラクチャーの整備は比較的進んでいる。輸出回廊計画による産地サイロ、道路、鉄道、港湾の整備が進められ、セラード拠点開発計画（ポロセントロ）による支線道路、電化、倉庫の整備等が計画されている。

○ 土地利用と農地開発

土地は従来主として牧野として利用されており、穀作の作付面積は全土地面積の僅か7%程度である。

しかし最近ではセラードの開発がかなり進んでおり、また、大規模な開発計画が進められている。セラード統合農業融資計画をはじめ、サンフランシスコ川上中流開発計画、バラナイバ川上流開発計画（PADAP）等がそれで、特にPADAPは、日系コチア産業組合が州政府の委嘱を受けてその実行と管理に当たっており、農業生産の組織化という点で、開発協力事業の立案に参考となろう。

○ 農業生産

栽培作物の主なものは、とうもろこし、フェジョン、陸稲、落花生、棉花、こうりゃん、コーヒー、パイナップル等で、最近では政府の奨励もあって（1974/75年では生産資材の購入資金借入は無利子）大豆の伸長が著しい。

因みに1970年以降、州の主要農産物の作付面積は年間平均約10

%の伸びを示している。

しかし、生産性は一般に低く、三角ミナスにおける主要農産物の1ヘクタール当り収量は、1974年現在で次のとおりである。

大豆	1.57 トン
米	1.22 "
とうもろこし	1.88 "
フエジョン	0.83 "
ソルゴ	1.69 "
綿花	1.71 "
落花生	1.52 "

なお、牧畜は昔から盛んである。しかし、粗放な放牧によっており、屠殺率12%と生産性は低い。

○ 農業普及

技術援助と普及活動は農業融資技術援助公社(ACAR)によって行われており、1970年12月現在2,970名の技術者が動員されており、その効果は今後急速に現われると思われる。

○ 農業労働力

農業労働力は、単純労働力に関する限り現在調達に困難を来すまでに至っていない。

労賃も普通の人夫は1日15~20クルセイロ(600円~800円)である。

○ 土地所有と地価

小面積の土地を所有する数多くの地主がいる反面、少数の地主によって大面積の土地が集中所有されている。これら大地主にあっては、土地の効率的利用が十分なされていない。地価は場所によって差があるが、未こん地は、1ヘクタール当たり

三角ミナス地域 600 / 2,000クルセイロ

バラカツ地域	400 / 700 クルセイロ
サンフランシスコ上流地域	500 / 1,500 "

である。

○ 流通及び加工

大豆は油分が多く、搾油に適している。また、大豆やとうもろこしについては1975年から新しい規格規準が定められ実施されるようになった。反面、近年改善されてはきたが、貯蔵乾燥の施設はなお不十分である。また州え超えての輸送品には商品流通税が課せられる。

州政府は、農産物の処理加工部門の企業の育成誘致について積極的で、州産業開発公社（INDI）が掌に当たり、土地の無償貸与、一定期間の流通税の減税等の措置を講じている。

5. 農業開発協力事業のあり方

○ 開発協力事業の諸条件と開発の可能性

上述したところにみられるように、ミナス・ジェライス州における農業開発協力事業をめぐる条件は一方で極めて悪まれた側面をもっているが、他方ではかなりきびしい問題をもっている。しかし、このような問題も、対応のいかんによっては克服困難なものではないであろう。

とくに、開発阻害要因として問題とされるセラードの土壌条件は、石灰、磷酸肥料及び微量要素の適切な施用により改善することが可能である。幸い州内には石灰岩、燐灰石が埋蔵されている。

○ 開発協力事業の推進体制

この事業を進めるに当たっては、何よりもそれが両国にとって極めて有意義なものであり、また技術の開発改良をとくに必要とするセラード地帯の開発事業である点にかんがみ政府が中心となり、これに関心のある民間企業が協調し一体となって、これを推進することが必要であろう。そのため、事業に先立ってまず両国間でその実施に関する基本的ガイド

ラインを設定する必要がある、また、事業実施の過程ではこれに即した政府の適切な技術的・資金的支援が必要であろう。

とくに技術の開発改良に関しては、両国の政府間の協力として、これを進めることが適当であろう。

○ 事業の目的

この事業の目的は、共同発表に明らかにされているとおりであるが、栽培作目はこの事業の目的や、需給の動向から、大豆、とうもろこし、ソルゴ等を基幹とし、必要に応じて他の作物を合理的に組み合わせるのが適当であろう。また、生産に当っては、生産物の一部が輸出されることになっていることから、十分な国際競争力をもった農産物の生産を目標とすべきである。

○ 事業の形態

事業の形態は現在のブラジルの外資政策からみて、ブラジル側で投票権を有する資本の過半数をもつ株式会社形態の合併となろうが、その場合、この事業の性格から、できる限り政府あるいは公立金融機関からの出資を含む公的性格をもったものとするのが望ましいであろう。

また、協同組合組織の参加も、生産事業の経営のあり方とも関連して検討が必要であろう。

○ 事業実施対象地域

今回の調査対象地域は、それぞれ特色をもっており、一概に甲乙をつけることは危険であるが、企業経営の立場からは立地条件からみて三角ミナス地域に魅力が感ぜられ、土地取得の見通しや地域開発に重点を指向する立場からは、バラカッ地域、サンフランシスコ上流地域も適当な地域と思われる。

○ 生産事業の規模

新たに開発される農場の規模は、この事業の目的からすれば、当初から相当大規模なもの（例えば数10万ヘクタール）とする必要があるが、

反面この事業を成功裡に進めるという観点からは当初はいわばパイロットスキーム、ないしバイオニアプロジェクトといった例えば4～5万ヘクタール程度のものとし、段階的に拡大するのが適当であろう。

○ 開発事業の分野

事業の範囲は、生産事業のみならず、農産物の処理、加工、流通、生産資材の生産供給等を含む総合的なものとするのが望ましいであろう。

○ 生産事業の経営形態

この事業の目的からして、企業が自から経営する大規模な農場を中核として、地域の実情に応じ、家族経営も参加する方式が適当と思われる。また、その際、協同組合組織の参加も考えられる。

なお、土地の確保については、ブラジル政府の指導のもとに、大土地所有者の参加をもとめる等適切な方策が望まれる。

○ 農産物の生産性の見通し

セラード開発による、とうもろこし、大豆栽培の歴史は浅いが、試験場での成績や現地の実績から、かなりの収穫は期待出来る。

品質の選定(とうもろこし：現地採種のHybrid Corn, 大豆：ZAC-2, Santa Rosa, UFV-1, Vicoja, Pelican, が奨励されている。)植栽密度の適正化、輪作体系の確立、肥培管理の改善、機械化等高度の技術導入により、大豆は1ヘクタール当り1,200Kg(初年目)～2,400Kg(3年目)、とうもろこしは3,000Kg～4,000Kgの収量が可能と思われる。

豊富な労働力、大型機械の導入可能な地形は大規模な投資による組織的な大規模農場の経営に有利な条件である。その場合の生産費は1ヘクタール当たりとうもろこし1,540クルゼーロ、大豆1,050クルゼーロ(初年目)、1,710～1,770クルゼーロ(2年目以降)<sup>1)</sup>と見積られる。<sup>1)</sup>

1) : ミナス州開発銀行(BDMG)によるセラード開発計画の審査基準より推定



#### ○ 事業の経済性

開発予定地が未だ決定されていないので、大胆な仮定のもとに、事業の経済性を検討してみた。先づ初期の投資額を1ヘクタール当り

土地取得費：700～1,300クルゼイロ（平均1,100クルゼイロ）

建設工事費：1,690クルゼイロ（うち関連施設費：430クルゼイロ）

開こん土壤改良費：2,410クルゼイロとし、開こん後大豆8年、その後とうもろこしと、大豆の輪作を行うこととする。その場合、大豆およびとうもろこしの生産量と、それ等の販売価額は、次の4ケースを想定した。

即ち、A案として、大豆の収量が1ヘクタール当り1.2～2.4トン、とうもろこしの収量は3.3～3.9トンが得られるものとし、販売価額をA-I案として、1トン当り大豆は1,500クルゼイロ、とうもろこしは640クルゼイロとし、A-II案では、大豆を1,200クルゼイロ、とうもろこしを550クルゼイロとした。

又、B案としては、1ヘクタール当り大豆の収量が1.2～2.0トン、とうもろこしは3.3トンが得られるものとし、販売価額はA案と同様2つのケースを想定した。

以上の各ケースについて Economic Life を30年として、内部収益率を算定すると、

A-I案：20.6%

A-II案：9.5%

B-I案：16.0%

B-II案：6.2% となる。

#### 6. 勧告

以上のように、この日本・ブラジル農業開発協力事業は、両国にとって

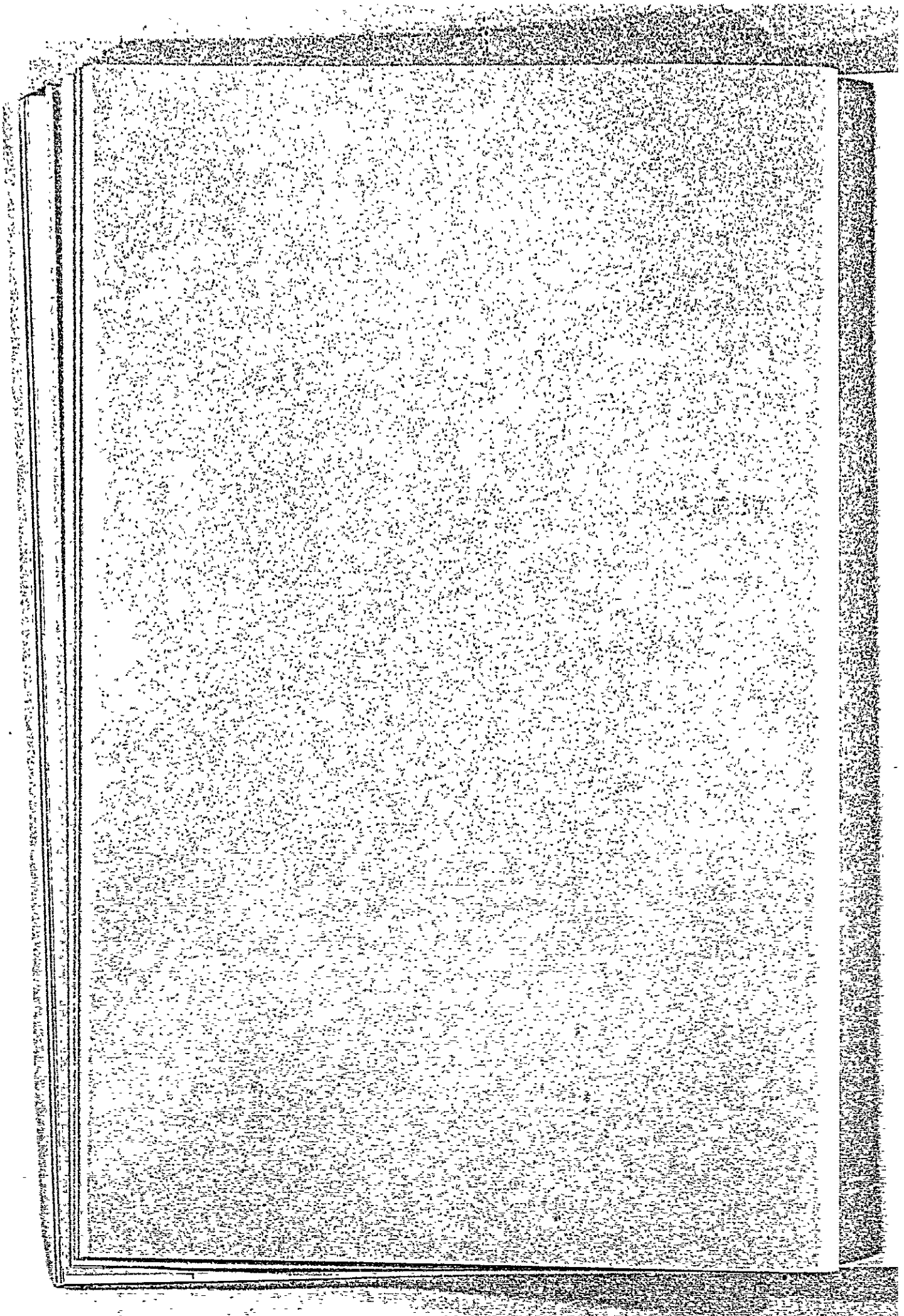
まことに大きな意義をもつものであり、適切な計画のもとに円滑な推進がはかれるならば、技術的にも経済的にも可能な事業であるといえる。

よって両国は、それぞれ政府と民間とが協調してこの事業を円滑に推進する体制を整備し、この事業の目的、形態、実施地域、規模、資金の調達等事業の計画実施に関する基本的ガイドラインの設定を急ぐべきである。このため、できる限り早い機会に両国政府及び民間関係者による協議が行われることが望ましい。

この基本的ガイドラインが設定され、対象地域が決定されれば、それに即してさらに詳細調査を実施し、適切な計画を作成する必要がある。

なお、この事業の実施に当たり必要とされる両国間のセラード開発に関する技術協力については、その重要性と緊急性にかんがみ、できる限り早く実施に移されるよう特別の配慮が望ましい。

Ⅷ 倉石前農林大臣のブラジル訪問に際しての発言、応答事項



## Ⅶ 倉石前農林大臣のブラジル訪問 に際しての発言，応答事項

### 1. 農業開発協力セラード開発について（発言）

- (1) 昨年9月田中前総理大臣が貴国を訪問された際の田中－ガイゼル会談において，農業開発問題についても話し合わせ，日伯両国が政府及び民間で協力して農業開発を進める方向で意見の一致をみたことは，我が国が必要とする農産物についてその供給源の拡大と多角化にも資することとなるのみならず，世界における食糧の安定供給確保にも資することとなり，極めて望ましいことと信じている。
- (2) また，この日伯共同農業開発協力事業に関する，政府職員からなる調査団が本年2～3月にかけて貴国を訪問し，貴国政府関係者と本開発協力事業の進め方などについての意見交換及び現地調査を行ったことは，本開発構想を具体化させるうえからも誠に有意義なものであったと考えられる。
- (3) 現在，日本側においては，関係各省及び国際協力事業団が緊密な連絡をとりつつ本開発協力事業の進め方についての基本的枠組みについて検討を進めているほか，民間側においても最近経済団体連合会の日伯経済委員会の中に窓口を作り，今後，政府と民間との協調体制のもとに本開発協力事業の具体的な進め方について検討を進めているところである。
- (4) 我が国としては，本開発協力事業に対し政府及び民間を通じ可能な限りの協力をする事としてしているが，貴国におかれても本開発協力事業の基本的ガイドラインについて検討を進め，日伯双方が緊密な連絡をとりつつ進めることが望ましいと考える。

### 2. 農業研究協力について（発言）

セラード地帯の農業開発を進めるためには，土壌の改良，適品種の選定，栽培技術の改善等の分野の研究も必要である旨過日派遣した農業開発協力

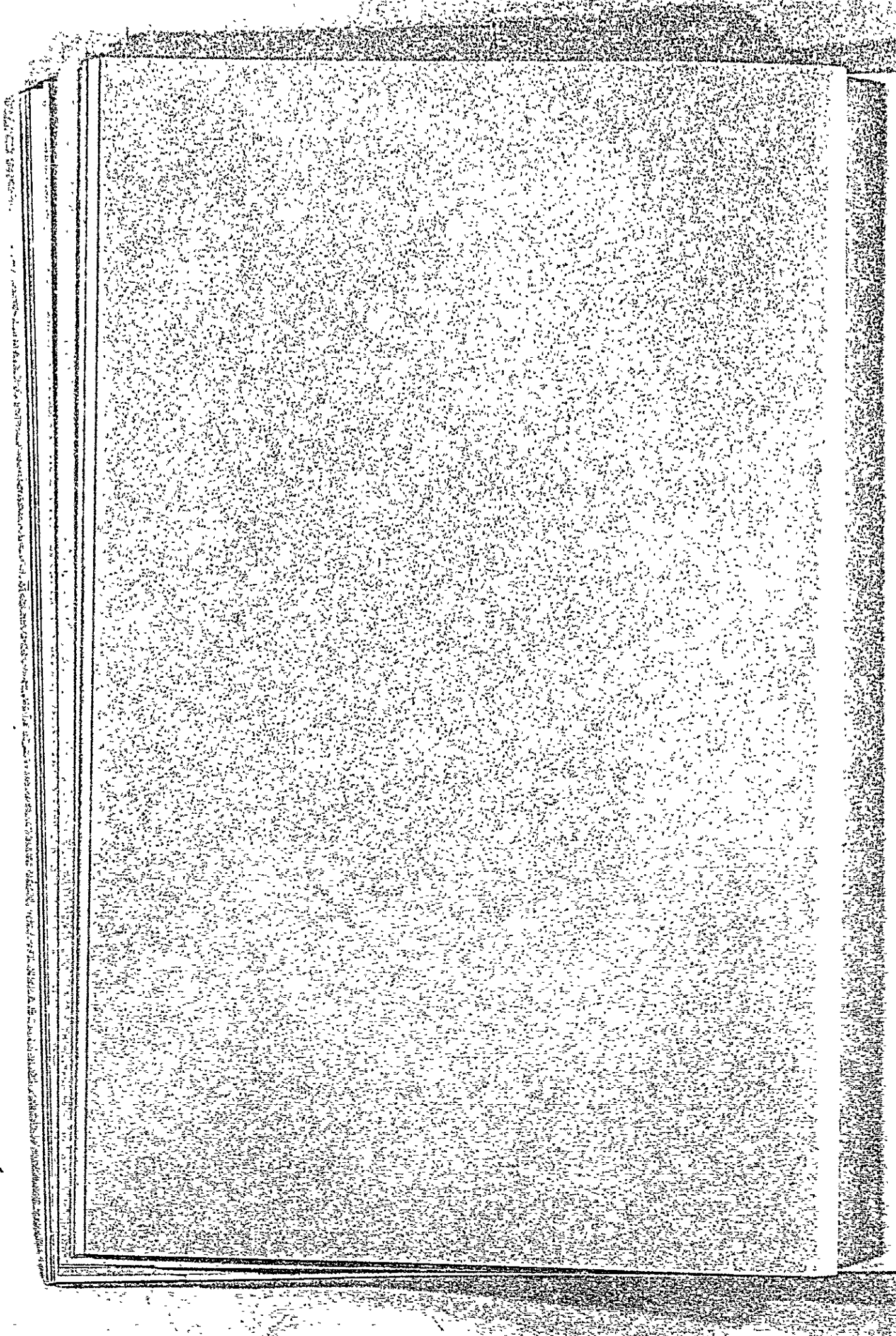
予備調査団から報告を受けている。

貴国においてもセラード地帯の農業研究体制の整備について積極的な検討を進めていると聞いているが、私は、日伯の農業開発協力を長期的視野にたって進めていくためには、農業研究という最も基礎的な分野での協力を巾広く政府ベースで行っていくことが重要であると考えている。

幸い、我が国においても海外の農業研究の体制が整備されて来ているので貴国の御希望があれば、研究面の技術援助や共同研究活動を日伯両国政府間で計画的に行う方向で農林省に対し私の意見を伝えたいと思う。

(昭和50年6月)

Ⅷ エイドメモワール





## Ⅷ 日・伯農業開発協力事業に関するブラジル政府 のエイド・メモワール（現時点での）

ブラジル政府は、農業分野における日伯協力は両国関係をよりよいものにするための重要な一要素と考える。セラード地帯の協同開発は本件協力の重要な要素である。一般的に言って、伯国農務大臣は、両国の政府および民間の間の協力は政府間の統括的協定によって支援され、その協定には各協力部門の目的と原則が含まれるべきであると考えている。

ブラジル側としては、農産物の生産および加工技術の研究および開発部門における協力、農業生産における民間分野およびそれに関連した分野の協力、並びに各種事業に対し金融上の支援を与えることに両国政府が共同して参加することが極めて重要とみられる。

ブラジルの諸条件に適切な技術の開発がブラジル政府の基本的な関心事であった。広大なセラード地帯の開発には研究面で大きな努力をすることを要するので、われわれはこの面における日本の援助を期待する。セラードの諸条件はブラジル独特のものではあるが、日本の高水準な農学はブラジル人研究者と共同して行なえば大きな成果を挙げることは間違いない。

技術協力計画によって日本人研究者が「ブラジル農牧畜公社（EMBRAPA）」のセラード研究センターの研究計画に参加することが望ましい。また、研究機材の設置に日本が参加することおよびブラジル研究者を日本の訓練研究センターおよびセラード研究という広範な目的に寄与しうる他国の研究センターにおいて訓練することが望ましい。農産物の生産、加工、販売流通活動は両国の民間のイニシアチヴによって実施されるべきである。両国政府は、両国の共通の利害の範囲内において、特別の方策によって民間の活動の円滑な実施に必要な支援および保証を与える。

企業体の全ての形態は、ブラジル農業開発を遂行する上に大切な役割を有する。農業生産者の競争条件を同じこととすることを確保するため、ブラジ

ル政府は農業共同組合の形成を促進し、その強化を援助してきた。この意味において、日本において大成功を収めたモデルがブラジルにおいても踏襲されている。本件バイラテラル協力において、協同組合形態に特別の役割が与えられるべきと確信する。ただし、勿論、協同組合形態以外の法律上に定められている形態を排除するものではない。ブラジルにおいて協同生産される穀類およびその副産物の主要需要者が日本の農業協同組合ということになれば、上記の参加形態は不可欠と判断される。

プロジェクトの実施地域の所在、開発のタイプおよび事業体の組織形態は両国政府および関係ある州政府の協力を得て、関係民間グループによって決定されねばならない。ブラジル政府の希望としては、企業体の投票権を有する資本の過半数はブラジル側のものとしたい。また、ブラジル政府は、多数の給与所得労働者を雇傭する大企業のカウンター・パートとして計画されている中小農業企業ができるだけ多数参加することが、ブラジル政府の希望である。

一般的に言って、事業内容は農業生産に限定してはならず、2国籍合弁企業の業務範囲は農産物の加工・販売流通ならびに農業生産機材の生産および供給にまで拡げられることが極めて望ましい。

事業に対する公的金融支援は、共同事業を成功に導くために不可欠な要素である。ブラジル政府は、現存の制度の下にあるメカニズムを通じてブラジル側の資本融資に参加する。ブラジルの農村信用供与システムおよび生産のための融資政策は、通常、両国のすべての関係業務にまで適用されることになる。

企業による土地の取得は、現行法令を遵守して企業の責任において行なわれる。事業に参加する中小農業者が農地を取得し開発するために、両国の公的資金から成る投資会社の設立を提案する。

最後に、このエイド・メモワールに記載された諸点を基本的に含む協定の作成を準備するため、作業クロノグラムの検討を行なうことが有益である。

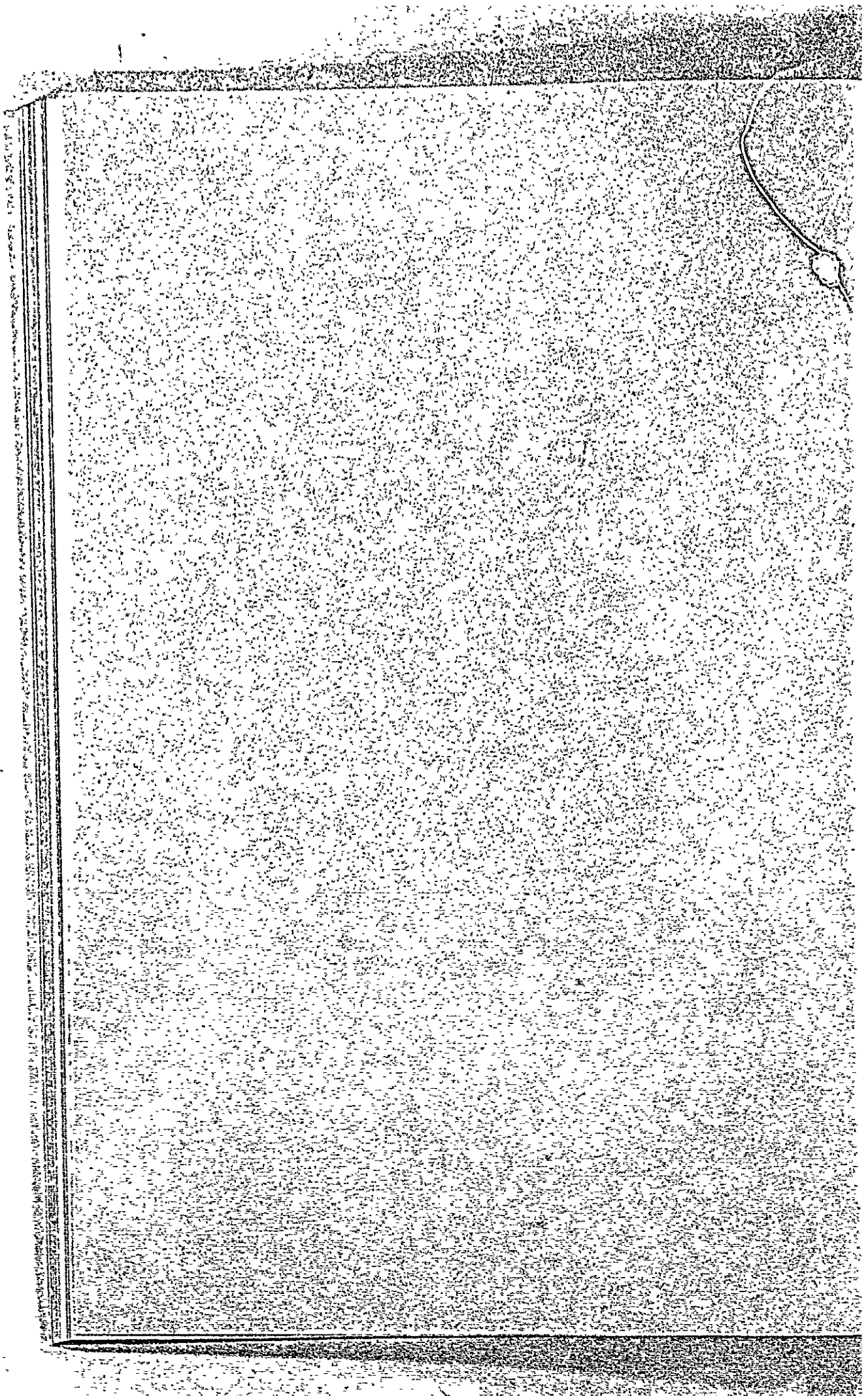
それができれば、プロジェクトの実施段階に移り得よう。

75年0月10日 ブラジリヤにおいて

アリソン パウリネリ  
(署名)



## Ⅸ 日・伯農業開発協力に関する基本的考え方



## Ⅸ 日・伯農業開発協力に関する基本的考え方

### I 農業開発事業に関する基本的枠組み

#### 1. 農業開発事業の対象事業

##### 1) 農産物生産事業

土地の取得，開墾，農地造成（土壌改良を含む）営農及び関連施設の整備

##### 2) 種子（種苗）及び土壌改良用石灰の生産・供給事業

採種圃，種子精選乾燥施設，石灰製造施設等関連施設設備の整備

##### 3) 農産物の処理加工，流通事業

農産物の集荷，乾燥，貯蔵，輸送，処理加工（搾油等），販売（国内及び海外）及び関連施設設備の整備

#### 2. 農業開発事業実施対象地域

1) 当面はミナス・ジェライス州を対象とするが，将来はマツト・グロツソ州及びゴヤス州へも拡大することを考慮するものとする。

2) 具体的な地域としては，POLOCENTROとの関連を考慮し，①三角ミナス地域（アルト・パラナイバ地域を含む），②バラカツ地域及び③サン・フランシスコ河上流地域の3地域を比較検討のうえ選定することとする。

3) ブラジル連邦政府又はミナス・ジェライス州政府に対して，開発事業実施地域における農産物生産事業に必要な土地の確保及び投機的な土地の値上り防止策を責任をもって講ずるよう求めることとする。

4) 本開発事業がPOLOCENTRO指定地域内において実施される場合，ブラジル連邦政府に対し本開発事業をPOLOCENTRO事業の一環として位置づけ，POLOCENTRO事業で計画されている各種援助措置（インフラ整備，農業融資）を本事業に優先的に適用するよう求める

こととする。

- 5) 本開発事業を実施するにあたって、ミナス・ジェライス州政府に対し、州政府関係機関（INDI, EPAMG, CAMIG, CASEMG, RURAL MINAS, ACAR, CEASA/MG, FRIMISA, IEF）を本開発事業に協力参加させるための措置を求めることとする。

### 3. 日本側の開発協力体制

- 1) 本開発事業を協力実施するための国際協力事業団及び民間企業（商社、搾油会社等のメーカー）の出資による投資会社（例えば日・伯農業開発会社）を設立することとする。
- 2) 投資会社の資本金のうち、国際協力事業団出資は半相当額とする。
- 3) 民間企業が投資会社へ出資するために必要な資金について、必要ある場合は、海外経済協力基金から70%相当の株主金融を考慮するものとする。
- 4) 出資金の対象となる事業資金としては、土地取得資金のほか、建物施設建設資金、農用地の開墾造成、土壌改良等に必要な資金など固定的な性格を有する資金とする。
- 5) 日本側投資会社が現地事業体に融資する開発事業資金について必要ある場合は、日本輸出入銀行、海外経済協力基金、国際協力事業団の政府関係機関から原則として70%相当を融資するものとする。
- 6) 本開発事業への日本側農業団体の参加については、現在団体内部においてその取り組み方について検討中であり、当面別途に取扱うこととする。また、本開発事業への農業団体の参加の仕方としては、上記投資会社に出資参加する方式及びブラジル側の農業団体との提携による農業協同組合間協力方式とが考えられる。（後述）



#### 4. ブラジル側における開発体制

- 1) ブラジル側においては、ブラジル銀行 ( B. B ), ブラジル開発銀行 ( BNDE ), ミナス・ジェライス州開発銀行 ( BDMG ), ブラジル農業協同組合銀行 ( BNCC )等の政府関係機関及び農企業等からの出資 ( 土地所有者による土地の現物出資を含む。 ) によって「ミナス・ジェライス農業開発公社 ( 仮称 ) 」 ( 以下「開発公社」という ) が設立されるものとする。
- 2) ブラジル側農企業等が「M・G農業開発公社」へ出資するために必要な資金については、BB, BNDE, BDMG, BNCC等の政府関係機関から融資されるものとする。
- 3) 日本側投資会社は、上記開発公社に出資するほか、開発事業に必要な資金の一部を開発公社に融資する。

なお、日本側投資会社が負担する資金は、農業開発総事業費の½相当額が適当であろう。
- 4) 開発公社の資本金は、その過半数をブラジル側が、残りを日本側投資会社が負担するものとする。( 例えば、ブラジル側 51%, 日本側 49% )
- 5) 開発公社の発行する株式は、投票権を有する普通株のみとされるものとする。( ブラジル側は、資金負担能力の関係から発行株式について投票権を有する普通株及び配当のみで投票権を有しない優先株の2種類とし、ブラジル側の出資は、普通株の過半数のみとし、残りの普通株及び優先株のすべてを日本側に期待しているようであるが、日本側としては、普通株のみを出資の対象とし、優先株相当分については融資によることとする。 )
- 6) 開発公社の機能としては、  
〔第1案〕

- (1) 開発事業に関する調査、企画及び調整業務
- (2) 種子（種苗）及び土壌改良用石灰の生産・供給事業の実施
- (3) 直営農場設置による農産物生産事業の実施
- (4) 農産物の処理加工、流通事業の実施
- (5) 開発用地の取得、農用地の開墾・造成（土壌改良を含む）、大規模企業的農業指向農家への分譲
- (6) 開発事業に農業協同組合が参加する場合、農業協同組合が実施する生産、処理加工、流通事業に必要な資金の貸付け

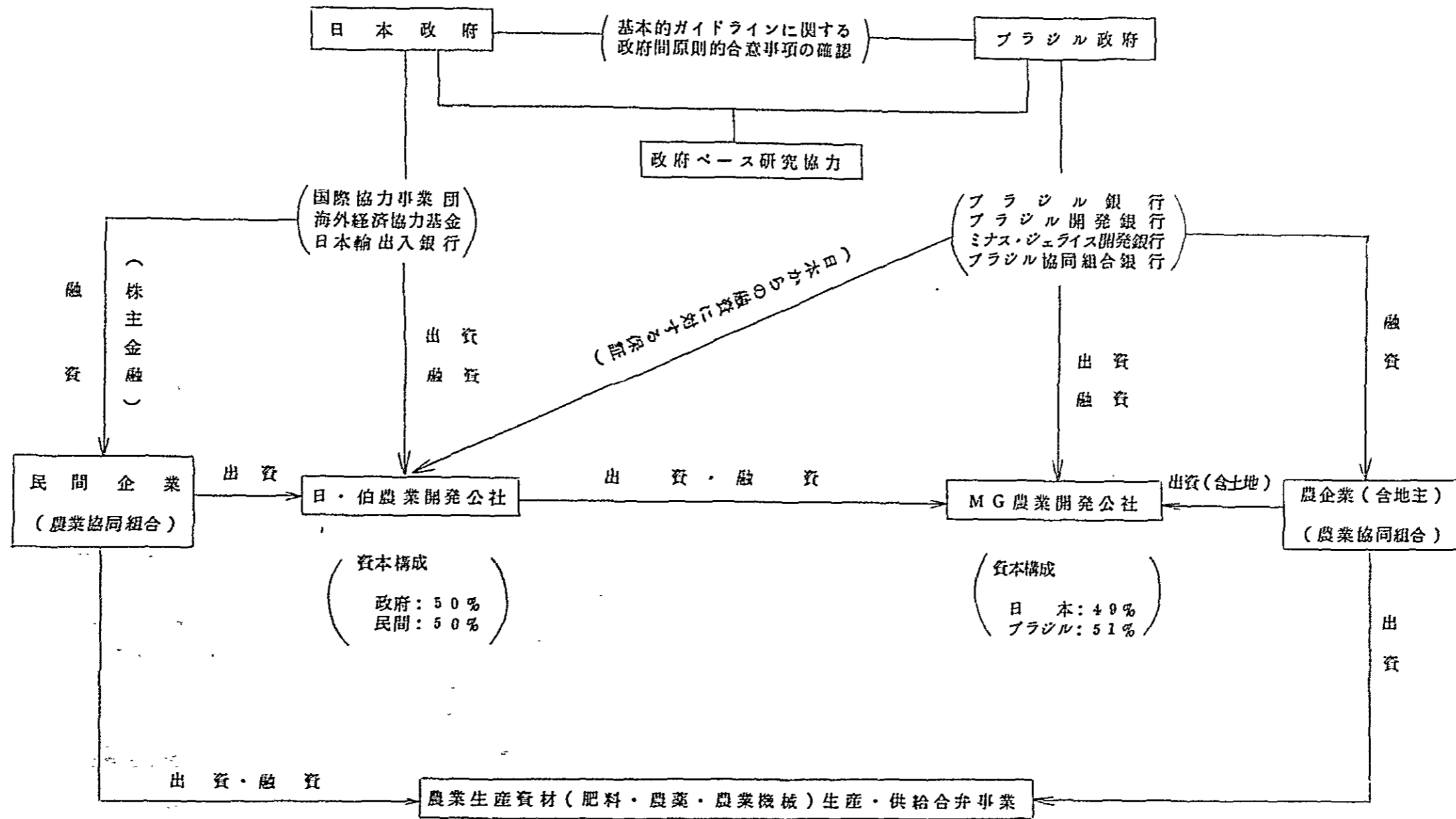
〔第2案〕

〔第1案〕の(3)及び(5)の機能の代りに「ブラジル農企業グループが行う農業生産事業に必要な資金の貸付け又は必要ある場合の出資」業務を実施する。すなわち、開発公社は、農産物の生産事業を直接実施しないこととする。

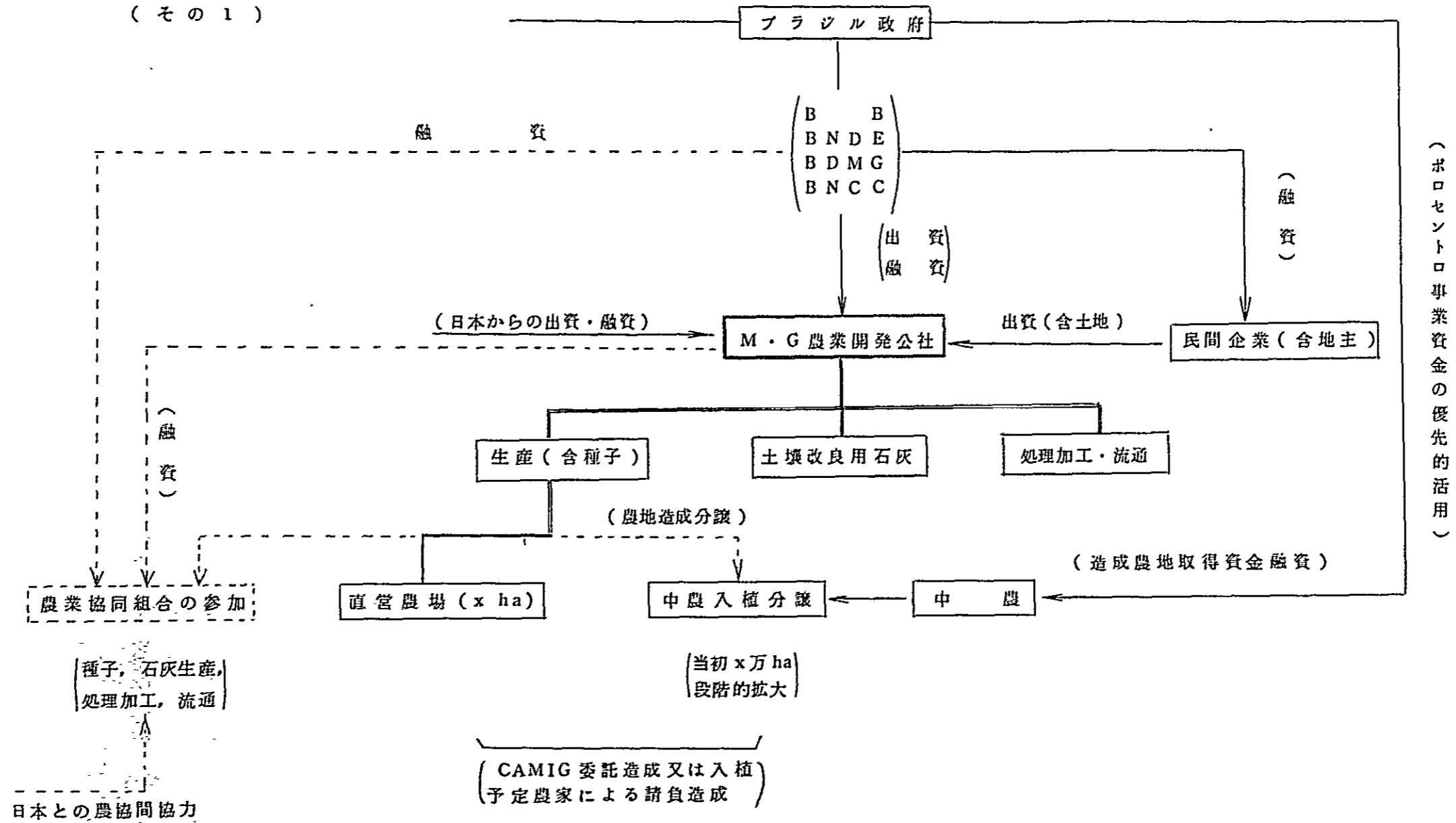
〔第3案〕

- (1) 開発事業に関する調査・企画及び調整業務
- (2) ブラジル側農企業グループ等が実施する農産物の生産事業（種子生産を含む）に対する出資、融資
- (3) ブラジル側農企業グループ等が実施する石灰生産事業及び農産物の処理加工、流通事業に必要な資金の貸付け
- (4) 農業協同組合が実施する農産物の生産、処理加工、流通事業に必要な資金の貸付け

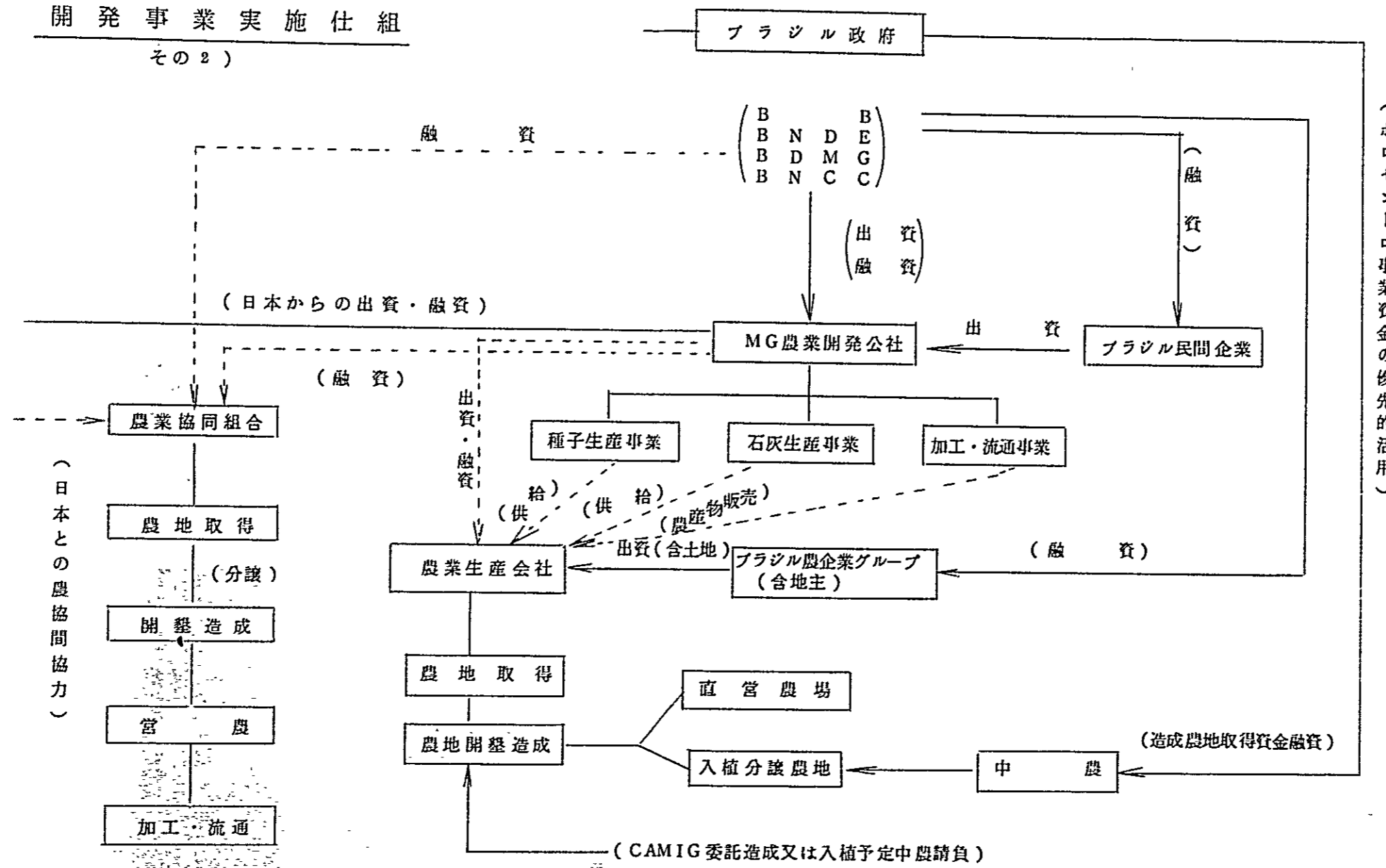
日・伯農業開発協力体制



開発事業実施仕組  
(その1)

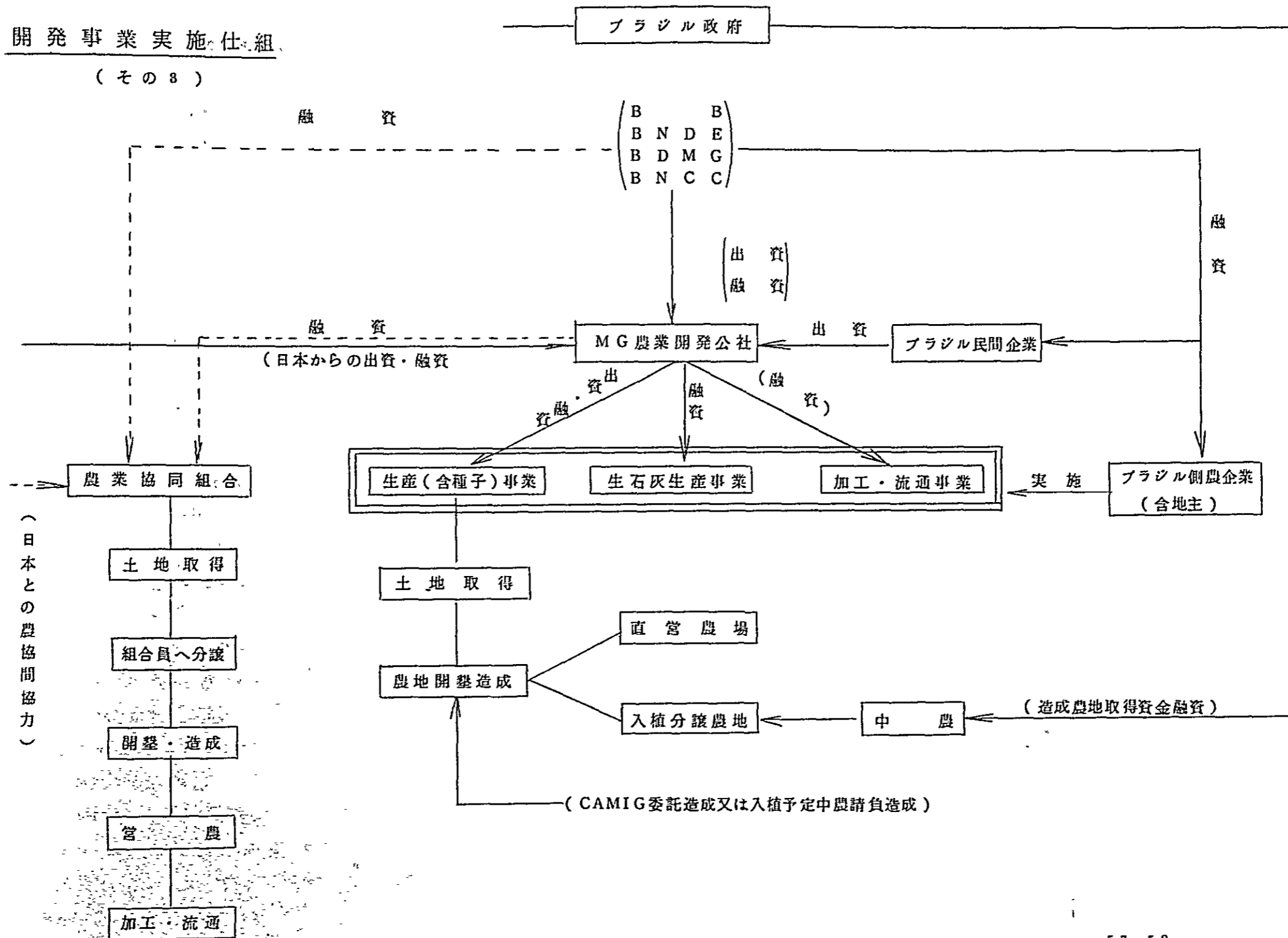


開発事業実施仕組  
その2)



開発事業実施仕組

(その3)



(ポロセントロ事業資金の優生的活用)

(日本との農協間協力)

## 5. 農業開発事業の規模と事業実施方法

### 1) 開発計画規模

農産物の生産、処理加工、流通及び優良種子、土壌改良用石灰の生産・供給を含めた本農業開発事業は、30万haの開発を目標に計画実施するものとする。

### 2) 当面の開発規模

開発計画地域30万haのうち、当面5～10万haを対象に開発事業を具体化するものとする。

### 3) 生産事業実施方法

- (1) 当面の開発対象面積5～10万haの土地取得、農用地の開墾、造成（土地改良を含む。）は、日・伯合併による農業開発公社又は、ブラジル側農企業グループによる生産事業体（以下、「農企業体」という）が、ブラジル連邦政府、ミナス・ジェライス州政府、INDI, RURAL MINAS CAMIG の協力を得て行うものとする。
- (2) 上記5～10万haのうちに中核的な開発地区としておおよそ3～5万haのパイロット地区を設け、農業開発公社又は農企業体の直営農場とし、農産物の生産及び優良種子の生産・供給事業を併せ実施するものとする。
- (3) パイロット地区は、土地取得状況によっては数カ所に分散することもあり得るが面積規模は原則として拡大しないこととする。
- (4) 残りのおおよそ2～5万haの造成農地については、大規模企業的農業を指向する中農又はその子弟で能力のある者を選んで分譲し、生産活動に従事させる。
- (5) 上記中農又はその子弟の選定にあたっては、ブラジル連邦政府及びミナス・ジェライス州政府が責任をもってあたることとする。
- (6) 分譲価格は、土地代、開墾、造成費（土地改良費を含む。）、金利等を勘案した適正価格とする。

- (7) 大規模企業的農業を指向する中農等が造成農地の分譲をうけるために必要な資金については、ブラジル連邦政府が POLOCENTRO 事業資金を本開発事業に優先的に割当て貸付けるよう関係機関に対し指導が行なわれるものとする。
- (8) 造成農地の分譲をうけた農家は、その分譲代金を農業開発公社又は農企業体に分譲をうけた後 3 年間以内に返済するものとする。
- (9) 農業開発公社又は農企業体は、納入された分譲代金を特別基金として積立て、将来段階的に拡大する開発計画地域の農地造成拡大資金にあてるものとする。
- (10) 開発公社又は農企業体が行う農地の開墾、造成事業（土壌改良を含む。）は開発公社又は農企業体が CAMIG に委託又は将来造成農地の分譲をうけることを希望する大規模企業的農業を指向する中農又はその子弟に請負わせ実施することとする。
- (11) 中農又はその子弟が開発公社又は農企業体から請負って農用地の開墾・造成事業を実施するにあたっては、そのために必要な農業機械類は、事業請負者がブラジル国内の政府関係金融機関からの融資をうけて取得するものとする。
- (12) 農地の開墾・造成事業の円滑な推進を図るためブラジル連邦政府又はミナス・ジェライス州政府により CAMIG の機能強化のための措置が講ぜられるものとする。
- (13) ブラジル連邦政府及びミナス・ジェライス州政府により開発公社又は農企業体が直接経営する 3～5 万 ha のパイロット地区内の土地所有者に対し土地を現物出資して本開発事業に参加するよう指導が行なわれるものとする。
- (14) 開発公社又は農企業体から農地の分譲をうけた中農又はその子弟は開発公社又は農企業体の指導のもとに生産計画を立て生活活動に従事するとともに生産された農産物は開発公社又はブラジル側の民



間企業等によって設立（日本との合併もありうる）される（「処理加工及び流通事業」を実施する事業体に販売することを義務づけるものとする。

4) 農産物の生産事業に対するミナス・ジェライス州政府関係機関等の協力

- (1) 開発公社又は農企業による開発用地の取得にあたっては、INCRA（国立植民農地改革院）及びミナス・ジェライス州のRURAL MINASの全面的な協力が得られるものとする。
- (2) 農用地の開墾造成にあたっては、先にも述べたとおりCAMIGの協力があるものとする。（農用地の委託造成、CAMIGの所有農業機械の貸出しなど）
- (3) 農業生産技術等の指導については、ACARの専門家による全面的な協力措置が講ぜられるものとする。

5) 優良種子（種苗）及び土壌改良用石灰生産・供給事業

- (1) 開発公社又は農企業体は、開発計画地域内の生産に応じた優良種子（種苗）及び土壌改良用石灰の生産・供給事業を行うものとする。
- (2) 本事業の実施にあたっては、EMBRAPA、EPAMIG及びCAMIGの協力につき、ブラジル連邦政府及びミナス・ジェライス州政府の指導が行なわれるものとする。
- (3) 本事業は、場合によっては、農産物の生産事業に先行して具体化されることがありうるものとする。

6) 農産物の処理加工・流通事業

- (1) 開発計画地域内において生産される農産物の処理加工、流通事業は、開発公社又は農企業体を実施されるものとする。
- (2) 開発公社又は農企業体は、開発計画地域内における農産物の生産に応じた農産物の処理加工、流通事業計画を具体化するものとする。
- (3) 開発産品が国際的な競争力をもって取引されるためには、流通コ

スト、特に内陸輸送コストのダウン、港湾積荷能力の増大等が重要であることにかんがみ、ブラジル連邦政府又はミナス・ジェライス州政府による基幹的な道路、鉄道等の輸送施設の整備及び港湾施設の整備につき特段の措置が講ぜられるものとする。

- (4) 開発産品の国際的な競争力を確保するうえで商品流通税が阻害要因となると判断される場合、ブラジル連邦政府による輸出産品に限った減免措置につき対策の検討が行なわれるものとする。
- (5) 本事業を実施するにあたって、CASEMG及びCEASA/MGの協力につき、ブラジル連邦政府及びミナス・ジェライス州による支援措置が講ぜられるものとする。

#### 7) 生産物の対日供給

生産された農産物の対日供給に関しては、当面つぎのとおり考えることとする。

- (1) 国際競争力が付与されるまでの間は、ブラジルの国内需要に振り向けるか、又は余剰がある場合は、ヨーロッパ市場向けの輸出が考慮されるものとする。
- (2) 国際的に需給が逼迫し、海外からの日本への供給が不足する異常事態が発生した場合は、ブラジル連邦政府による対日輸出を優先させる措置がとられるものとする。
- (3) 長期的には、国際的に競争しうる条件で安定的に対日供給が可能となるよう努められるものとする。

## II 農業生産資材の生産・供給事業

1. 事業の分野としては、肥料、農薬、農業機械の生産、供給事業が考えられる。
2. 本事業は、原則として日・伯両国の民間企業が、別個に合併事業体を設立し実施する。

3. 本合弁事業に参加する両国民間企業が必要とする資金については、①日本側参加企業に対しては、日本、①政府関係機関（日本輸出入銀行）から融資を行うこととする。②ブラジル側参加企業に対してはブラジル側において支援措置が講ぜられるものとする。
4. 本合弁事業の実施にあたっては全体事業計画との関連を考慮し、日・伯合弁によって設立される開発公社と密接な連携のもとに進められるものとする。

### Ⅲ 本農業開発協力の実施にあたってブラジル連邦政府及びミナス・ジェライス州政府により講ぜられるべき対策（総括）

1. 農業開発事業の実施に必要な土地については、ブラジル側において責任をもつて確保し、投機的な値上りを防止するための措置が講ぜられること。
2. 生産の担い手（オペレーター等の労働力、大規模企業的農業指向中農等）の確保が図られること。
3. 農業生産事業を入植分譲方式で実施する場合、当該入植農家が定着できるよう生活環境の整備等の措置が講ぜられること。
4. 日本側投資会社が開発事業資金を開発公社に融資するにあたって、その債務をBB, BNDE, BDMG等の政府関係機関が保証するよう指導すること。
5. 開発産品が国際競争力をもつためには、内陸輸送コストのダウン、港湾荷役作業の合理化などを図ることが重要であることにかんがみ、道路、鉄道網等輸送手段の改善対策などが講ぜられること。（Export Corridor計画の促進、M.G-Sao Paulo間鉄道新線建設事業の促進と穀物輸送施設の整備、輸出農産物に対する商品流通税の減免措置等）
6. 本開発事業がPOLOCENTRO事業指定地域内において実施される場合、

ブラジル連邦政府は本開発事業を POLOCENTRO 事業の一部として位置づけ、POLOCENTRO 事業で計画されている各種援助措置が優先的に適用されるよう措置されること。(インフラ整備、農業融資等)

7. 本開発事業に対しても連邦政府の「農産物保障プログラム(農業共済)」が適用されること。
8. 本開発事業に対しても連邦政府の「農薬及び石灰使用プログラム」が適用されること。
9. 本開発事業によって生産された農産物に対しても等しく「最低価格保証制度」が適用されること。
10. 本開発事業の実施に必要な土地取得については、INCRA の協力につき連邦政府による措置が行なわれること。
11. 本開発事業の農業生産事業の実施に必要な農用地の開墾・造成(土壌改良を含む)については、CAMIG の協力参加につき連邦政府及びミナス・ジェライス州政府の措置が講ぜられること。
12. 政府ベースの農業研究協力に関し、ミナス・ジェライス州の EPAMG の協力参加につき連邦政府の指導が行なわれること。
13. 本開発事業の開発計画の立案実施及び入植分譲に関し INDI 及び RURAL MINAS の協力参加につき連邦政府及びミナス・ジェライス州政府の支援措置が講ぜられること。
14. 本開発事業の農産物の生産事業に係る技術指導については、ABCAR 及び ACAR の協力参加につき措置が講ぜられること。
15. 本開発事業の流通事業に係る貯蔵施設の整備等については、CASEM -G 及び CEASA/MG の協力参加につき措置されること。

#### IV 農業開発事業への農業協同組合の参加

1. 農業開発事業の実施についてブラジル側としては、単に農企業ベースだけでなく農業協同組合にも特別な役割を期待しており、農企業型開発

と農業協同組合型開発の双方を包摂しうるような開発協力の方式を検討する必要がある。

2. 農業協同組合による開発方式としては、次のとおり考える。

- 1) 本開発事業参加希望のブラジル国内の既存農業協同組合が、ブラジル国内の金融機関及び日・伯合弁により設立される農業開発公社からの融資をうけて開発計画地域内に開発用地を取得する。
- 2) 取得した開発用地を当該農業協同組合加入農家の中から大規模企業的農業を指向する農家又はその子弟を選定し、一定面積規模の用地を分譲する。
- 3) 分譲をうけた農業者は、加入農業協同組合又はブラジル国内金融機関からの融資をうけて農地の開墾、造成及び生産活動を行うものとする。
- 4) 各入植農家の農産物の生産活動は、本開発事業の管理運営主体である農業協同組合が策定する生産計画（作付計画）に基づいて行うとともに、生産された農産物は農業協同組合に販売することを義務づけるものとする。
- 5) 管理運営主体である農業協同組合は、当該開発地区の開発計画にしたがって種子及び土壌改良用石灰の生産、供給事業を行うものとする。
- 6) 生産された農産物の処理加工、流通事業を併せ行うことが望ましい。

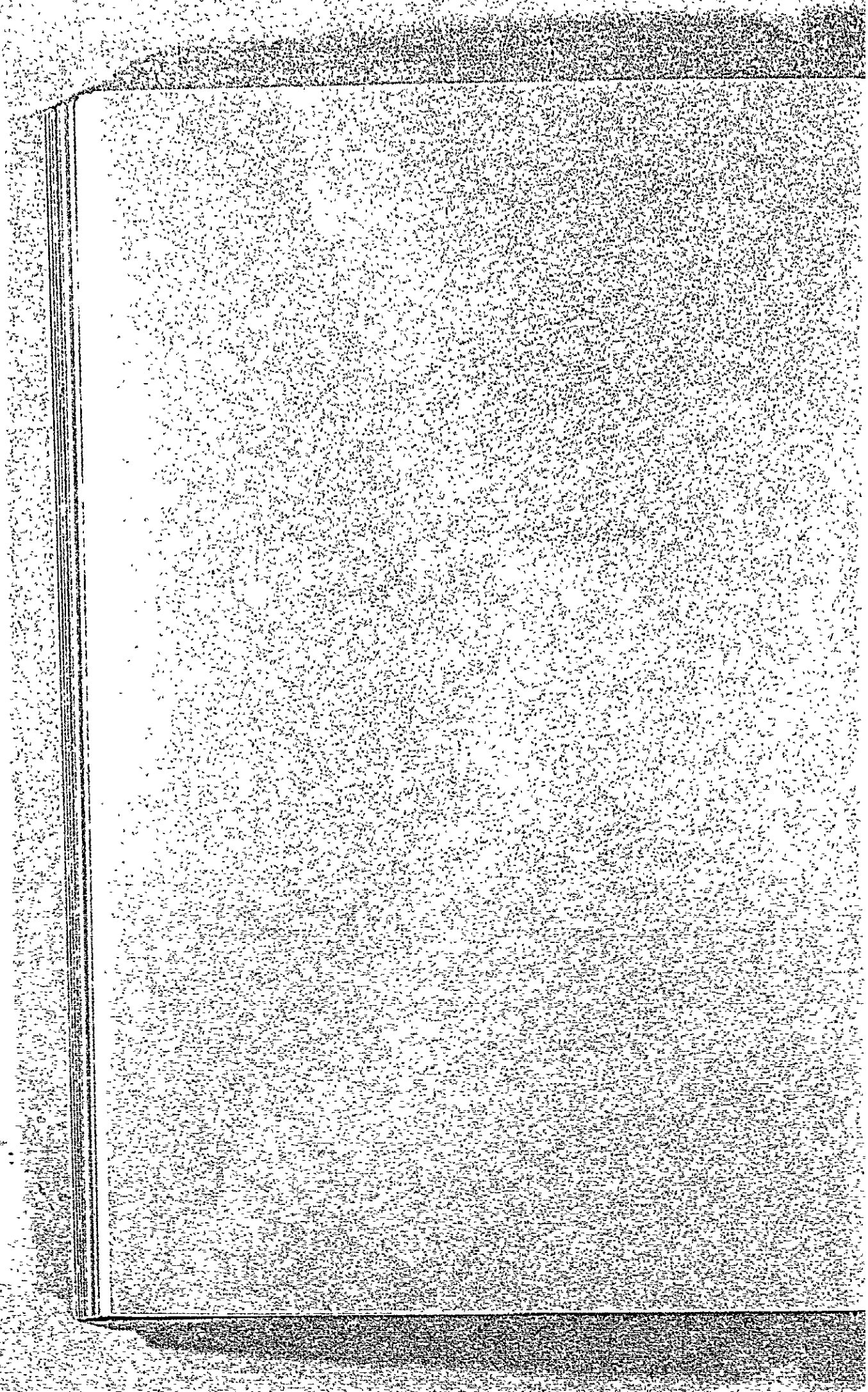
3. 日本の農業協同組合との関係

- 1) 本農業開発事業への日本の農業協同組合の参加問題については、現在、農業団体内において検討を進めており、その検討結果をまわってその参加の仕方を考えることとする。
- 2) 具体的な協力参加の仕方としては、前記日本側投資会社に出資参加して協力する方法と、本開発事業に参加するブラジル側農業協同組合と提携して開発事業に参加する農業協同組合間協力による方式とが考えられる。

(昭和50年8月15日)



X 福田副総理訪伯発言メモ





## X. 福田副総理訪伯発言メモ

### 農業開発

#### <発言メモ>

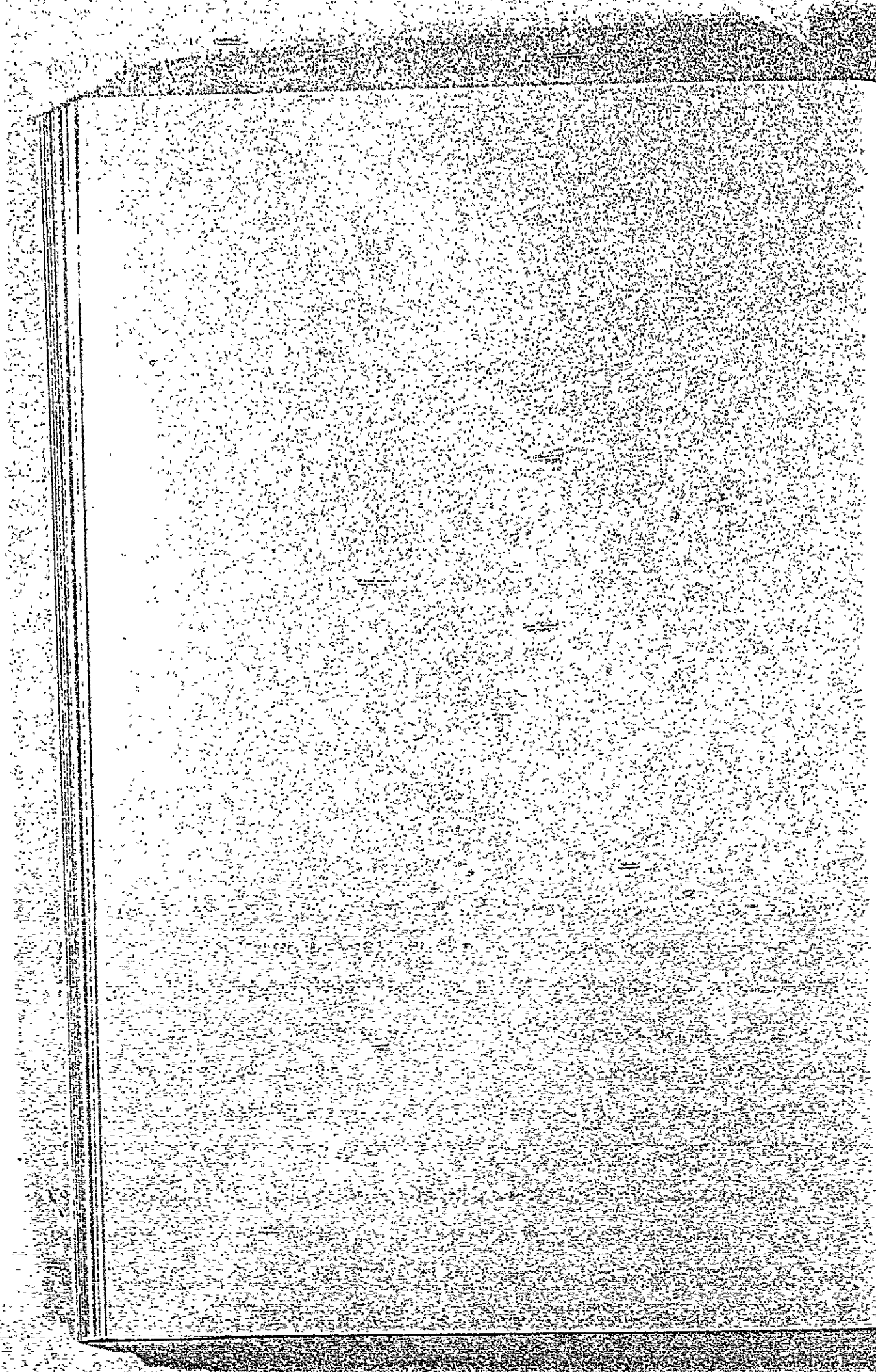
- a 昨年9月の田中前総理の貴国訪問の際に基本的な合意をみた農業開発協力については本年2月に政府調査団を派遣し、さらに8月には倉石前農林大臣が貴国を訪問し、貴国政府関係者と具体化のための意見交換などが行われていることに満足している。
- b 特に、倉石前農林大臣の訪伯の際、パウルネリ農務大臣から農業研究協力を含む農業開発協力の全般にわたるエイド・メモワールが提示されたことは、本開発協力の具体化を促進するうえで極めて有意義なことと考えている。
- c 日本政府としてはエイド・メモワールにあるブラジル側の考えを参考として本件につき検討中であり、また民間レベルにおいても経団連に日伯農業開発協力委員会が設けられ本開発協力の進め方を検討している。

これらの検討結果を踏まえ9～10月頃を目途に官民合同ミッションを派遣したいと考えている。

(昭和50年8月)



XI パウリネリ書簡



## XI. バウリネリ書簡

福田副総理閣下

去る8月、当地御訪問の砌、日本ブラジル両国政府代表によりこの1年間研究を重ねて参りました農業の分野における日伯協力につきまして、閣下と直接お話しする機会に恵まれました事を無上の幸に存するものであります。

該計画に関し、日本の協力を得らるゝ事は「セラード地帯開発計画」(POLOCENTRO)の主眼たる中部ブラジルの農業及農工業の発達にとり極めて深い意義を有するものであると、ブラジル政府は確信して居ります。この優先プログラムの中でも、日本、ブラジルの協力は、両国の相互利益の強化に絶大なる貢献を捧げるものと思はれます。

既に御承知の通り、此計画は、訪伯日本ミッションにより、過去1年間詳細な検討を加えられて参つたものであります。去る6月には倉石忠雄衆議院議員に、該計画の協力に関する基本的指針と、その実施方式についての提案を手交致しました。

この構想には、セラード地帯の農業研究協力、農産物の生産、加工、商品化並びに生産過程に必要とする基礎資材生産への協力も含まれております。

この生産に関しては、私企業がこれに携はり、更に農業組合の参加も重要なものと考慮される次第です。また、該計画の調整並びに補足的事務推進、更に、資金調達のためには、日伯共同の法人が設立されることになって居ります。尚ほ、日本及ブラジル両国政府は、農業の研究及び制度上の支援、またクレジット供興業についての責に任ずる事となつて居ります。

上記の提案を覚書の形式にして提出するにあたり、ブラジル政府が切望します事は、最終決定の段階に於て、両国の結論の一致が見らるる運びとなる事でありませう。尚ほ閣下の御要望があれば、追加的説明を差上げる用意もありませんと同時に、ブラジル政府は、この構想に関する貴国の反応が如何なるものであるかに強い関心を寄せてあるものである事を申添へる次第であります。

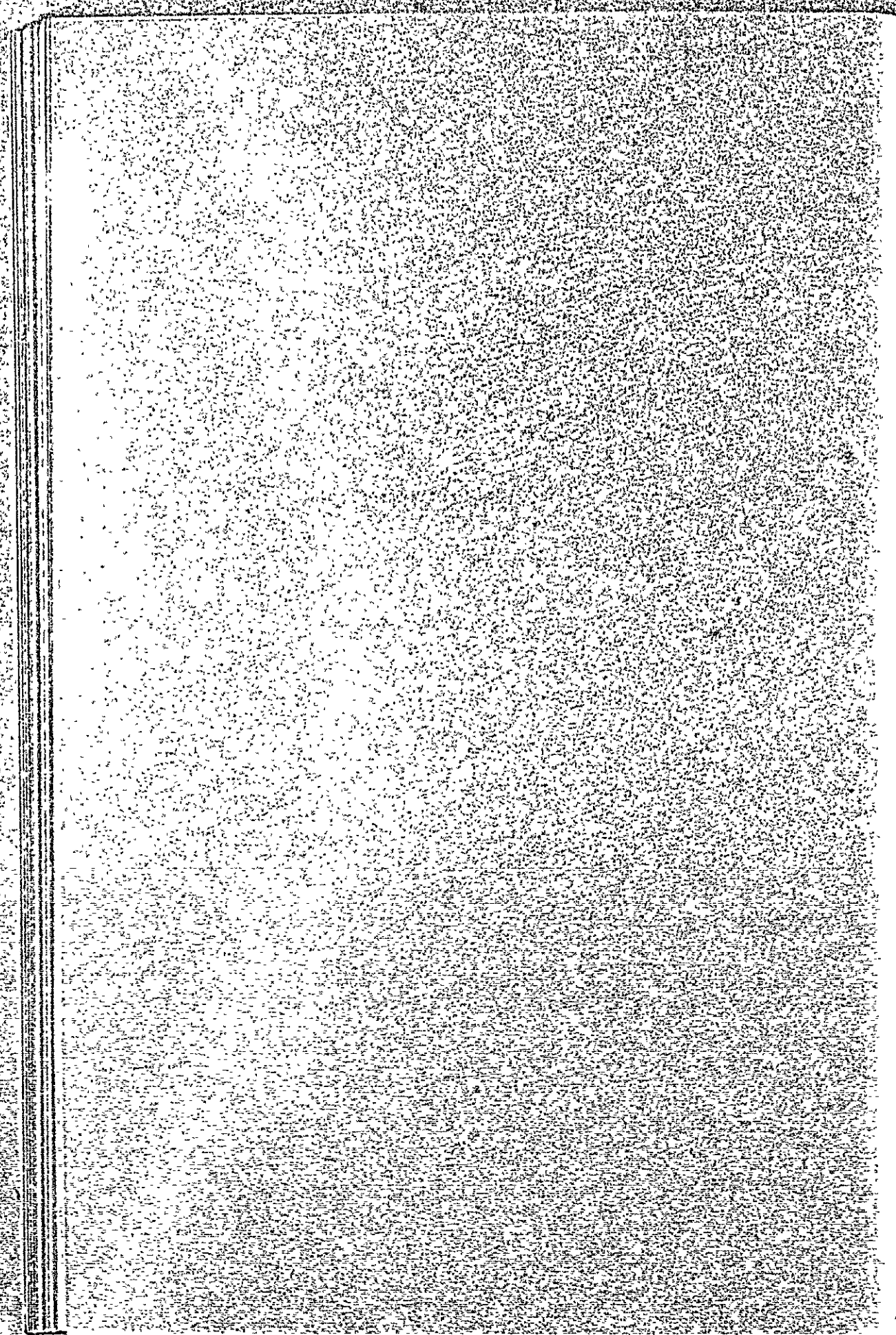
ブラジルの提案受入れの条件に関する閣下の御希望と、日本側の希望に応じ、近く、権威あるミッションを貴国へ差向け、もって、農業分野に於る日伯協力計画の細目の検討をなし、基本的な話し合いの成果を収めんとする努力を試みる事も可能と存じます。

以上書簡を以て啓上するにあたり、閣下に対し、深甚なる敬意を捧ぐる次第であります。

農務大臣 アリソン パウリネリ (署名)

(本文・ポルトガル語、  
在日伯大使館訳  
昭和50年11月7日付け)

XI 福田副総理返書





## XII. 福田副総理返書

拜 復

昨年8月の貴国訪問の際、ガイゼル大統領閣下を初め、貴国政府の要路の方々と極めて有意義な意見交換を行う機会を得、かつ両国友好関係の力強い発展の現状を詳さに観察する機会を得ましたことは、私の大きな喜びとするところです。閣下の1975年11月7日付書簡に接し、改めて私の貴国訪問中、貴国政府関係者から寄せられた御厚情に対し深謝の意を表します。このような形での両国政府間の交流を通じて両国友好関係がより一層発展することを祈っております。

閣下の書簡に述べられている日伯農業開発協力事業については、閣下が、去る6月10日倉石前農林大臣に手交されたエード・メモワールを踏まえて行われている両国関係者の話し合いによりこの農業開発協力事業の内容が、より一層具体化してきていることに満足の意を表します。日本政府としては、目下、外務省及び農林省においてエード・メモワールにある伯側の考え方及びその後の両国関係者の意見交換の結果をも踏まえ、本件につき鋭意検討するとともに、経団連に設けられた日伯農業開発協力委員会に、外務・農林両省関係者も参画して、本開発協力の進め方を検討しております。これらの検討の結果及び日本側第2次ミッションの訪伯、或いは、閣下の書簡に述べられている伯側ミッションの来日に対する日本政府の立場については、今後、外交チャンネルを通じ伯政府に正式に伝えられることでしょう。この農業開発協力事業計画が日伯双方の共通の努力により、成功裡に実現することを祈念しております。

最後に、本年5月予定されているガイゼル大統領閣下訪日の成功と閣下の御健康を祈っております。

敬 具

1976年1月23日

副総理兼経済企画庁長官

農務大臣 アリソン・パウリネリ閣下

(署名)

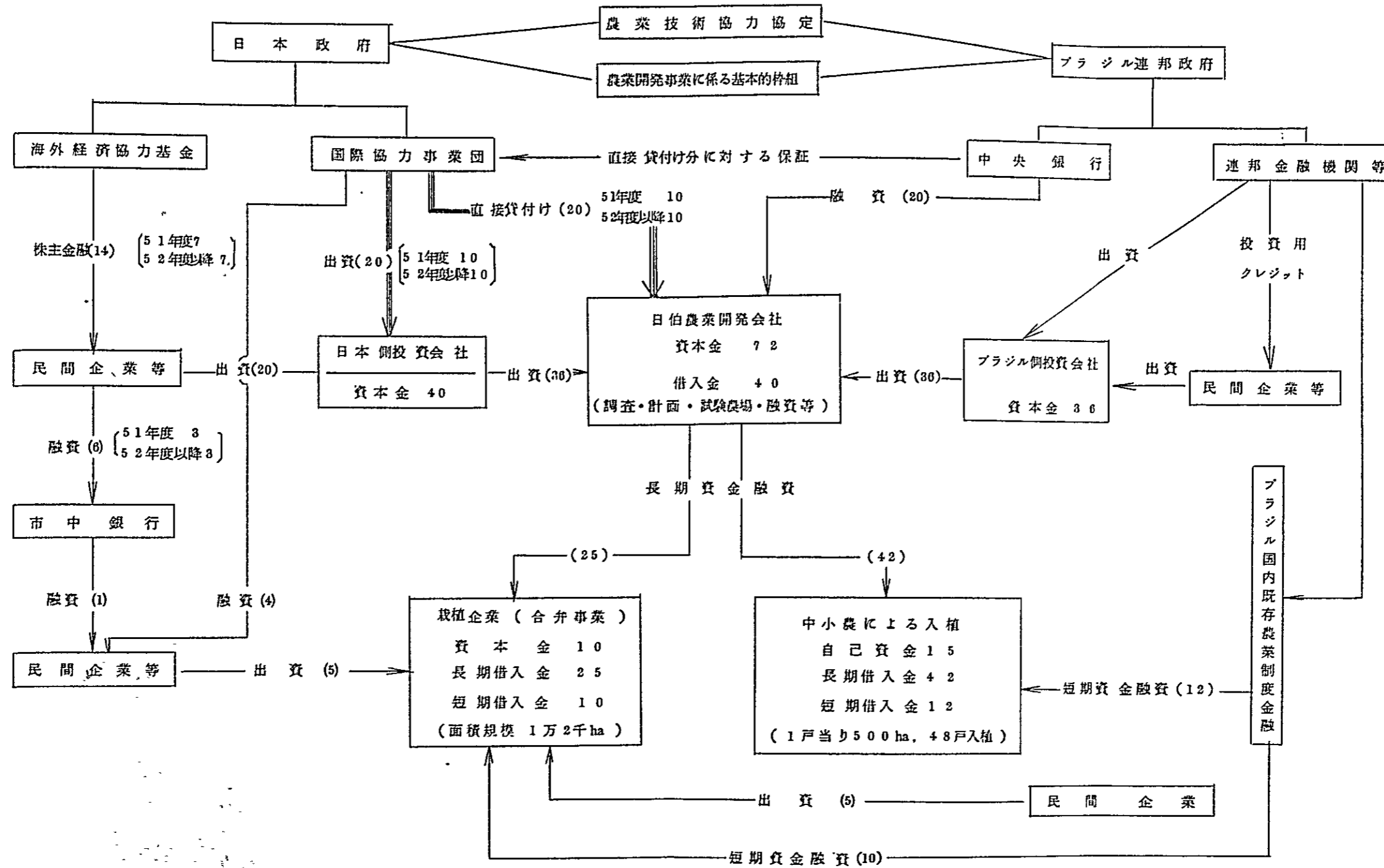


XIII 昭和51年度予算要求時における構想

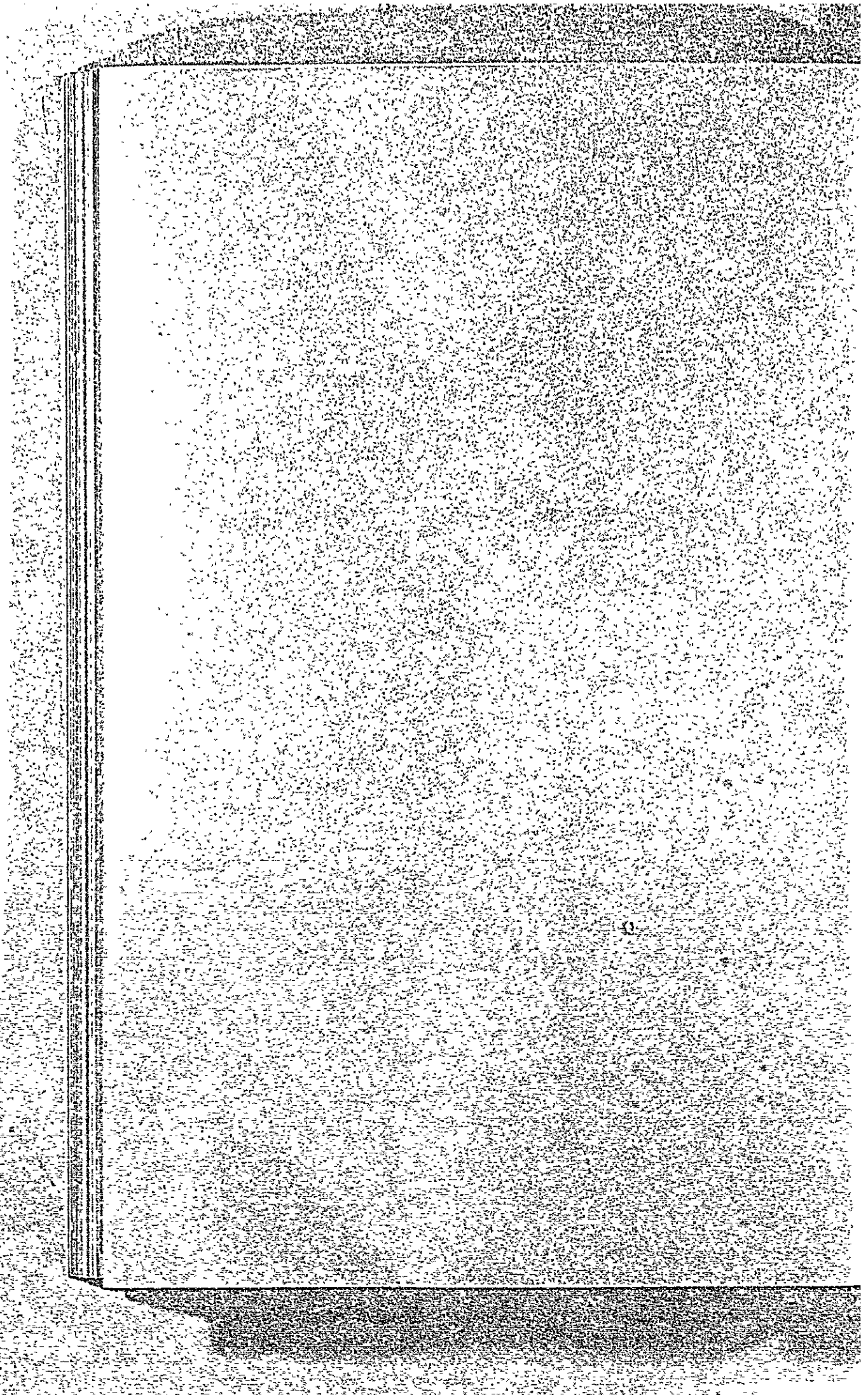
XIII. 昭和51年度予算要求時における構想

日・伯農業開発協力事業の仕組みと第1期試験的事業（5万ヘクタール）の事業資金（試案）

（単位：億円）



#### XIV 伯政府の伯民間団体に対する提案



## XV. 伯政府の民間団体に対する提案

### Protocal of Intention

○月○日本文末に署名した取締役代表される○社は、Belo Horizonte に会し、以下内容の Protocal of Intention を締結することに合意した。

- (1) 農業、Agro-Industry 及びその他の事業の支援活動を推進する目的で Brazilian Company を設立するために必要な認識及び相互理解を深める。
- (2) 会社の主目的の1つは、日本側企業連合 (Consortium) と合併で日伯農業開発会社を設立することであるが、これは Cerrado における農業開発のための日・伯間の協議結果によって設立される。
- (3) 日・伯農業開発会社は、ブラジル側の資本が過半数である。会社設立のためのガイドラインは日・伯間の投資家グループが作成する Protocal of Intention にもり込まれる。
- (4) 開発のための Operational Model 及びこの Project の推進は、経済的なスケール及び支援活動、生産、加工 Industrialization、流通を一貫させたものを考慮したものでなければならない。
- (5) 先づ、Brazilian Company が設立され、さらに日・伯両国政府の正式決定により日・伯農業開発会社が設立され、これができることにより Cerrado 地域の企業スケールでの開発という目的を遂行するための条件が整うこととなる。

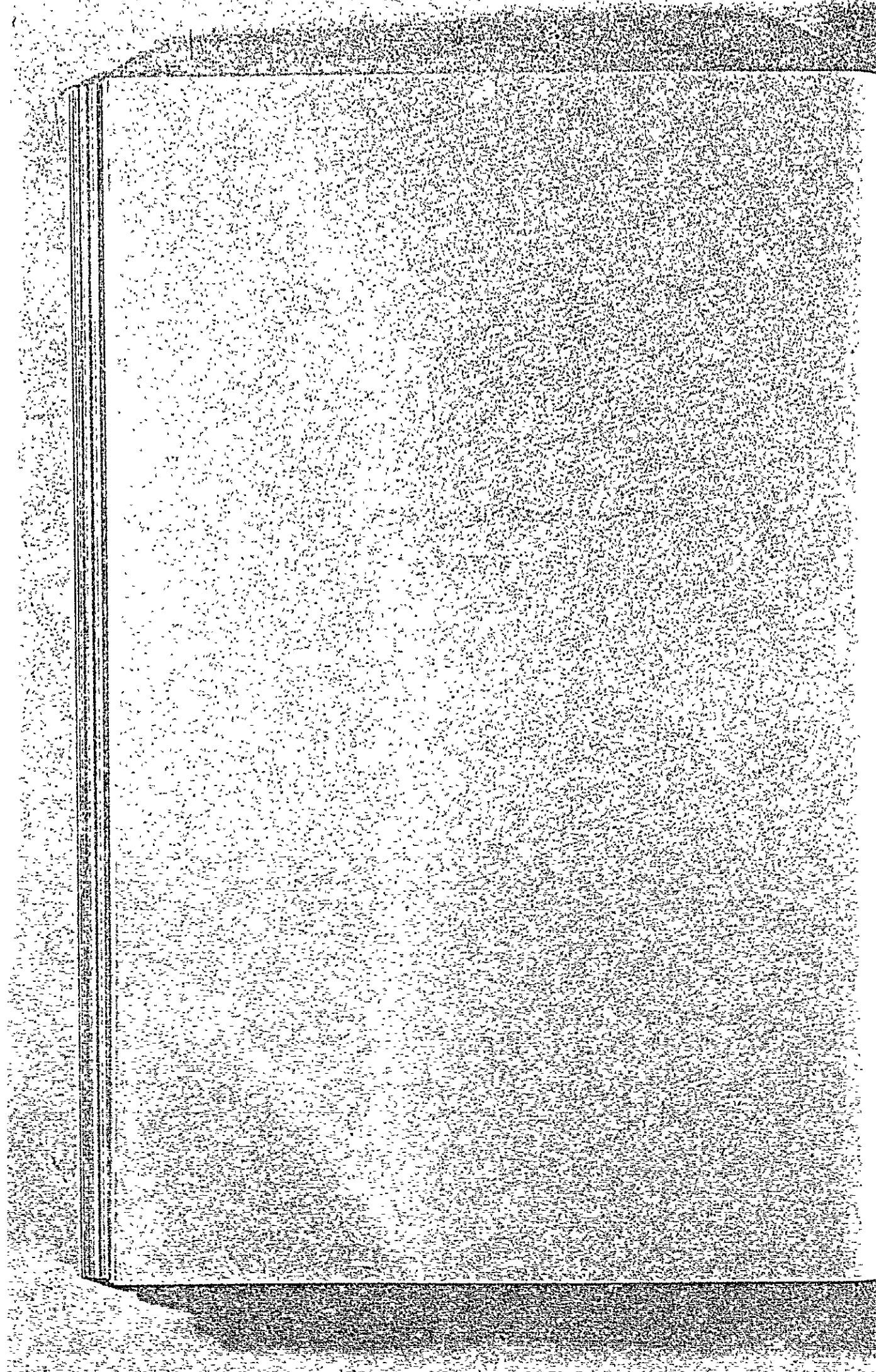
(昭和51年2月伯側より日本側へ提示)





XV 日・伯セラード農業開発協力計画に関する

主要了解事項（於ブラジリヤ）



1976年2月21日

於 ブラジリヤ

## XV. 日伯セラード農業開発協力計画に関する主要了解事項

### 1 全体計画と試験事業

日伯セラード農業協力計画の第一段階として、5万ヘクタールの試験事業を行うべきである。さらに、日・伯双方は試験事業の結果をもとにセラード農業開発協力計画の段階的な拡大を考慮し、必要に応じ双方が協議を行う。

### 2 セラード農業開発会社

- (1) 日・伯両国内にひとつずつ特株会社が設立されることとし、日本の特株会社には、国際協力事業団及び民間部門が参加することとする。同様に、ブラジルの特株会社は、ミナス・ジェライス州開発銀行と民間部門により構成されるものとする。

これらふたつの特株会社がブラジルに農業開発会社を設立し、その会社の株式の過半数はブラジル側で保有するものとする。

- (2) 当初、開発会社は試験的事業の企画及び調整機関として機能すべきである。当該開発会社は、試験事業のみならず日伯セラード農業開発協力計画全体の調整の役割をも引継ぐこととし、したがって、開発会社はかかる役割を果たすよう組織されるべきことをブラジル側は強調した。この点に関し日本側は、現在、試験事業の範囲を越える協力事業について討議する用意のないことを説明した。
- (3) 実際の農業生産は個々の農民及び日伯の民間部門で設立される栽植企業により行われるものとする。開発会社は、その指導の下に生産活動を行う農民及び栽植企業に対し資金の供給を行うことが出来る。開発会社の明確な機能、とくに農民及び栽植企業との関係については、なお一層の検討が必要である。

### 3. 投 融 資

- (1) 日本側特殊会社の開発会社への出資のほかに、もし十分な保証がえられれば日本側から開発会社に対し直接円立て融資を行うことができる。融資の規模と条件が明らかになり次第、ブラジル政府はこの日本側直接融資に対する保証問題を検討する用意がある。ブラジルにおいてかかる保証は通常公的金融機関を通じ国庫が行っている。

開発会社に対する直接融資は、ブラジル側特殊会社よる投資のほか、ブラジル側により供与されることとする。

- (2) 日本側は両国の直接融資の規模は均等とすべきであると述べ、一方ブラジル側は既存の農業融資組織に加えポロセントロ（セラード拠点開発計画）の如き特別計画による融資が農民及び栽植企業に行われるので、これらを日本側の直接融資に対応するブラジル側融資負担分として考慮されるべきことを強調した。

### 4. 土 地 取 得

日本側は適切な価格による土地取得がセラード農業開発協力の実施を成功に導くうえに不可欠であることを強調した。したがって、ブラジル政府が、円滑な土地取得が行われるよう配慮することを要請された。これに対し、ブラジル側は、土地の問題は民間部門に委せられるべきであると回答した。

### 5. フィージビリティ調査

- (1) 合同フィージビリティ調査は、すでに入手した情報及び今後ブラジル側から供給される資料に基づき開発会社の明確な機能及び目的等を決定するため、早急に開始されるべきである。調査に当ってはとくに開発会社の調整機能と同時に資金ポジションに留意すべきである。
- (2) 民間部門と共に日伯両国政府が合同フィージビリティ調査に参加すべきである。早急に調査参加者を決め、これら参加者が合同調査の方法

を決定することとする。

- (3) 合同調査の結果により民間部門が試験事業への参加の有無を決定するものと了解する。

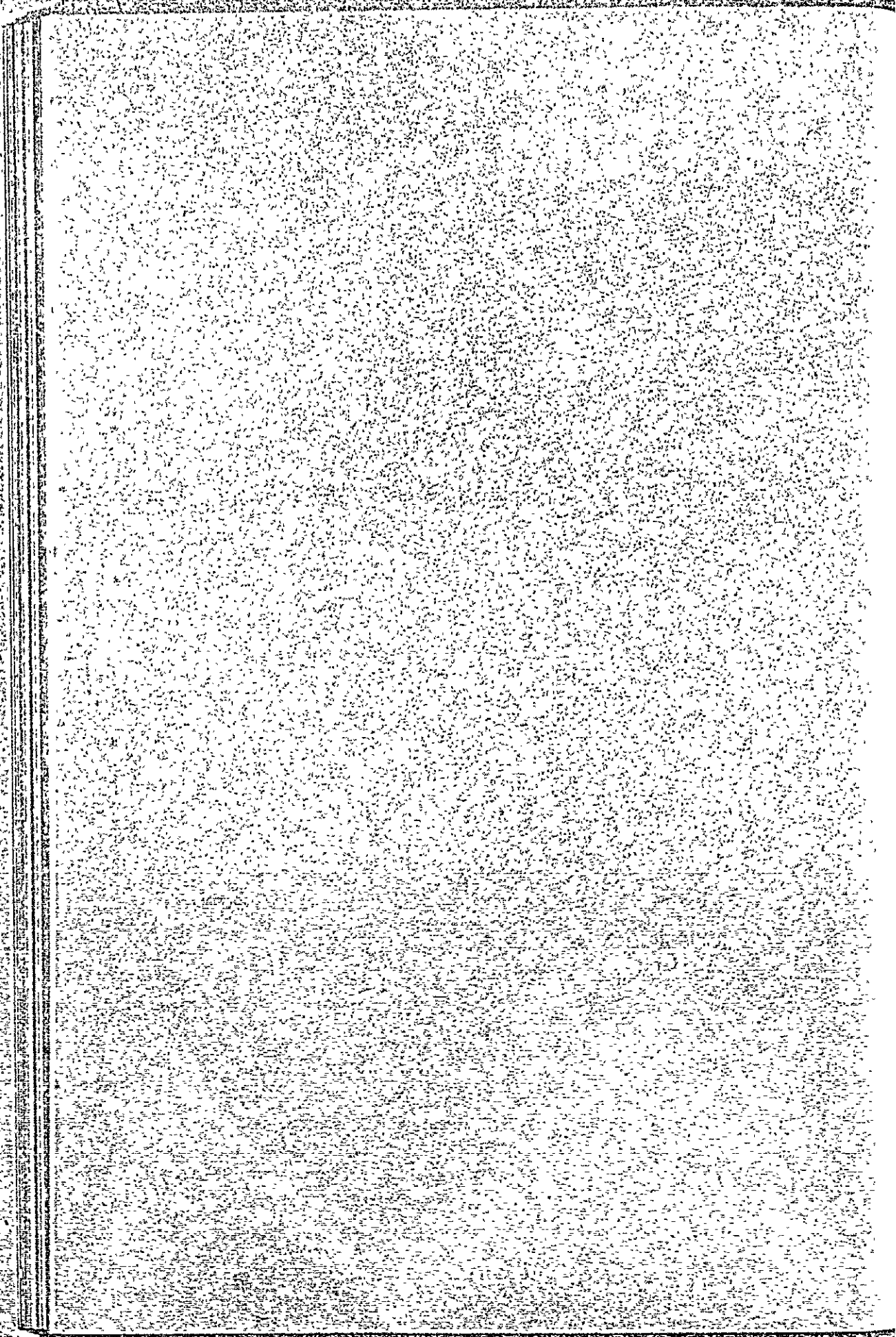
## 6. 今後の手続

- (1) 日本側は早急に日伯セラード農業開発協力計画に関する日本側ポジションを含むエイド・メモワールをブラジル側に提出すること
- (2) 討議議事録、交換公文及び契約書（双方の特株会社による）が一体となって日伯セラード農業開発協力の詳細な枠組みを作るべきことが示唆された。最初の文書（とりあえず討議議事録 R/D と名付ける）の名称は更に検討されるべきであるが、これは基本的枠組み、開発会社の機能・投融資のメカニズム等に及ぶべきである。交換公文には両国政府が適切な支援を与えるむねの明確な意向を含むべきである。いずれにせよ、それぞれの文書の内容は、今後の協議を通じ作成されるべきであり、またこれら文書の署名の時期は今後検討されるべきである。
- (3) 日伯農業協力計画のため、技術協力基本協定の補足協定締結を目的とする協議が早急に開始されるべきである。

（本文：英語・仮訳）



XVI 日・伯農業開発計画に関する主要了解事項（於東京）





1976年6月25日 於東京

## XVI. 日伯農業開発協力計画に対する主要了解事項

### 1. 開発会社の機能

(1) 5万haのパイロットプロジェクト(試験的事業)は日伯セラード農業開発協力の第一段階として実施されるものであり、かつ、本件協力事業の段階的拡大が考慮されるべきである。「日伯農業開発会社(仮称)」(以下「開発会社」という)は、日伯両国にそれぞれ設立される2つの投資会社からの平等の出資(ただし、議決権の過半数はブラジル側の保有とする。)によって設立される。全体計画の企画調整機関たる開発会社の基本目的は民間部門の行う、農業生産事業及び関連事業を支援及び推進することである。開発会社の役割は主として公益的なものとされるべきである。開発会社は今後交渉されるべき条件の下で日伯両国政府から資金援助を受けるであろう。

(2) 開発会社は次の機能を付与されるべきである。

(a) 開発会社はセラードの農業開発に係る調査、企画及び調整業務(土地選定基準の作成を含む。)を行う。

(b) 開発会社は、次の種類の資金をパイロット・プロジェクトに参加する入植者及び栽植企業に対して融資する。

(i) 入植者が開発用地を取得するために必要な資金

(ii) 農業生産者(入植者及び栽植企業、以下同じ)が既存の(伯国)制度金融を受けるまでの短期つなぎ資金

(iii) 既存の(伯国)制度金融の貸付限度額を超える融資を必要とする場合の補完資金及び必要と考えられながら既存の(伯国)制度金融の対象となっていない分野への資金、

(c) 開発会社は、対象地域及び対象生産物についての研究活動を行うとともに展示農場を設ける。

- (d) 農業生産事業及び関連産業は基本的には民間部門に依存すべきものであるが、特定の事業がフィージブルとなるために必要と認められる場合は開発会社はその事業に投融資することにより民間部門に参加することができる。
  - (e) 開発会社は、農業生産事業者が、既存の制度金融を借入れるに当たって、これに見合う担保を提供しない場合、その債務を保証する。
  - (f) 開発会社は、原則として、土地の一括取得を行わないものとするが、入植農家による農業生産活動を推進するために必要と認められる場合、入植の進展状況を考慮しつつ適宜分譲するための土地取得を行うことができる。
  - (g) 開発会社は、経営の健全を図る観点から、開発会社の活動規模に見合った、面積の土地を保有しうる。開発会社の保有する土地は、開発会社の目的に沿って用いられるべきであり、民間部門の活動を阻害するものであってはならない。
  - (h) 開発会社は、農業生産者が個々に整備することが適当でない給水施設、入植地内農道、入植者の家屋、倉庫等の共同利用的インフラストラクチャーの整備を支援する、ただし、開発会社自らはこのようなインフラストラクチャーの整備を行わない、また、連邦政府又は、州政府の責任で行うべき基幹的インフラストラクチャーの整備を助成することは、要求されないであろう。
- (3) 以上は、単に開発会社の機能についての基本的な方向を示すにすぎない。これらの機能は近く開始される自伯共同によるフィージビリティ・スタディの結果を通じて、より具体的な形で決定されるであろう。

## 2 フィージビリティ・スタディ

- (1) F/Sの目的は、前述の開発会社の機能を踏まえて、現実的なデータを用いて、開発会社及び個々の農業生産者の全体の計画を作成すると

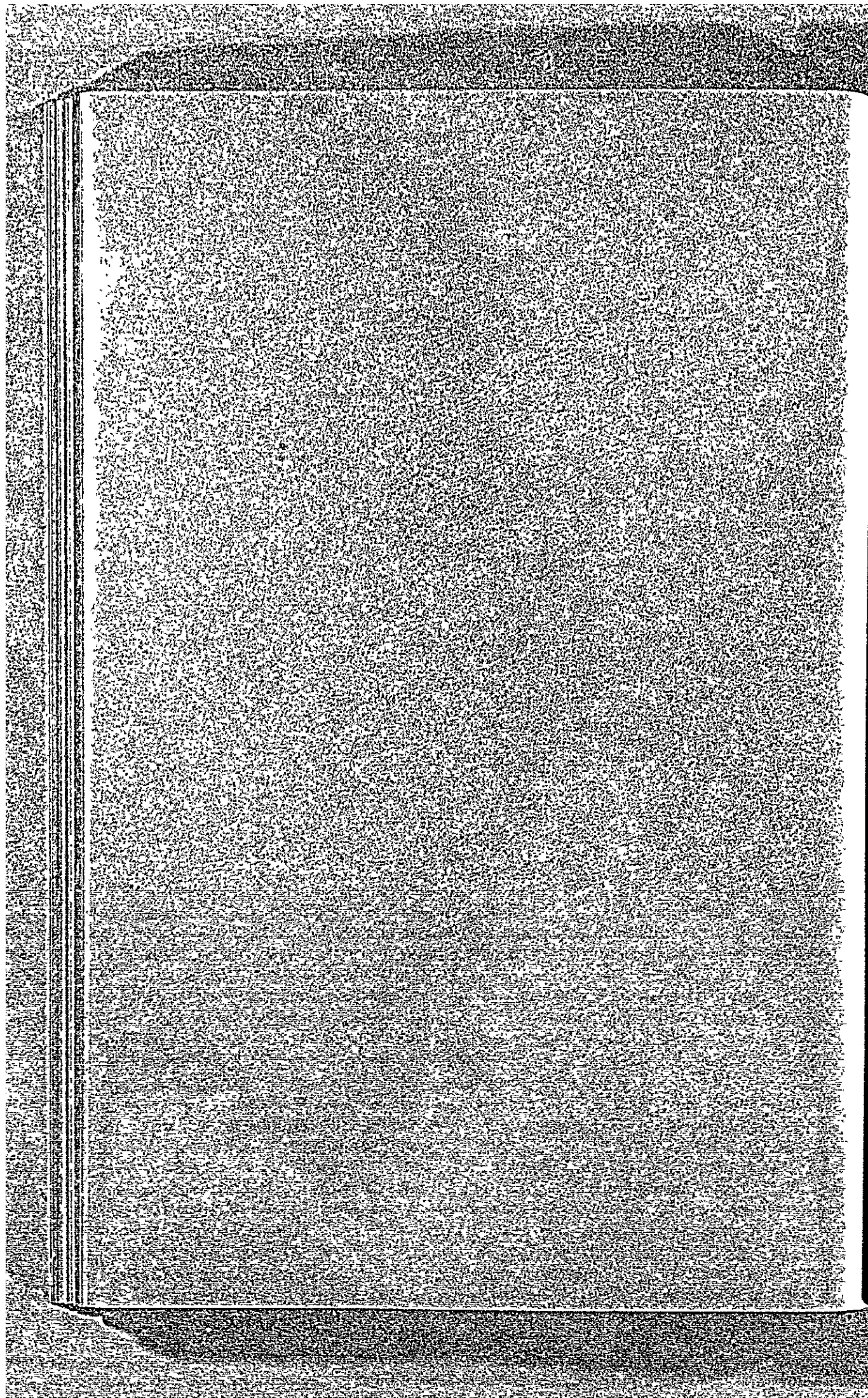
ともに、開発会社と農業生産事業の存続性を含めたパイロット・プロジェクトのフィージビリティを検証することである。

- (2) F/Sのために必要なデータはブラジル側が可能な限り提供する。
- (3) 現地調査は最少限にとどめるものとなろう。
- (4) F/Sは7月10日から、8月10まで行うこととなろう。
- (5) 日本側から政府及び民間を含め約10名の専門家が派遣され、ブラジル側からの連邦農務省、ミナス・ジェライス州農務局、ミナス・ジェライス州産業開発院（INDI）、ミナス・ジェライス州開発銀行（BDMG）、ブラジル投資会社（IBRASA）及び民間の専門家と合流する。
- (6) F/Sは、2つのグループによって実施される。その1つのグループは開発会社の存続性について調査し、他方は、農業生産プロジェクト自体のフィージビリティを調査する。
- (7) F/Sのチームは、ミナス・ジェライス州開発銀行内に作業事務所を提供されるであろう。

（本文：英語、仮訳）



XVII F/S結果の報告



## XVII. F/S 結果の報告

F/S 調査団（団長 足利 JICA 農林業計画調査部長）は、7月15日～8月6日まで Belo Horizonte（7月15日～7月26日）及び Brasilia（7月28日～8月6日）において伯側と共同で、日・伯農業開発協力事業に係る F/S を実施した。その概要は次のとおりである。

### 1. パイロット事業計画の概要

#### (1) 事業実施地域

事業実施地域は、パラカツ地域、アルト・パラナイバ地域及び三角ミナス地域の中から選定するが、具体的な地域については、今後さらに情報を収集し調査する。全般的な状況としては、パラカツ地域は地価水準（1,500～1,800クルセイロ/ha）が低く、一カ所に集中して土地取得が可能である。しかし、三角ミナス及びアルト・パラナイバ地域については、地価水準（3,000～4,000クルセイロ/ha）が高く、かつ一カ所に集中して土地を取得することは困難である。

#### (2) 事業実施の仕組み

- 1) 日・伯双方にそれぞれ投資会社を設立する。日本側においては国際協力事業団と民間との出資によって、又伯側においては、民間グループによって設立される H/C（現在参加が決定しているもの Fujiwara, COTIA, Floresta Minas, Herbert Levy, Chapadinha の5社）、BDMG, IBRASA（及び Rio Doce）の出資によって、それぞれ投資会社を設立する。
- 2) 上記日・伯双方の投資会社からの出資によって伯国内に本開発事業の中核的推進母体として開発会社を設立する。開発会社の資本金については、伯側が過半数を占める。

開発会社は、事業全体の Planning, Cordination を行う。全体

調整の手段として資金をもち、この資金は、日・伯双方の投資会社ならびに政府関係金融機関から受入れる。開発会社は金融機関でないので、受入れた資金のうち農業生産事業者等に対し融資する分については、既存金融機関に特別な口座を設けて積立て、開発会社の完全なコントロールのもとに、金融代行機関を通じて融資する。

- 3) 上記特別口座とは、用途が限定された勘定、つまりブラジル語で Conta Graficaと呼ばれる別段預金と考えられ、その運用は、現行の農業融資制度に基づいて行なわれる。

この特別口座はいづれの金融機関に開設することができ、積立てた資金の運用に関する条件等は開発会社と口座開設金融機関との間の取極め（特別口座の管理運用規定）によって定められる。ただし、管理運用規定を定めるにあたって現行の農業融資制度上特別の条件を設ける（金利等）場合には、通貨審議会の承認を必要とする。

特別口座に積立てられた資金を使用して行い実際の融資業務は、金融代行機関が行う。

特別口座は、伯中央銀行又はBDMGに開設することが考えられるが、そのいずれかにするかは、今後の協議によって決める。

- 4) 特別口座の管理運営に関する開発会社と口座開設金融機関との取極めにあたっては、開発会社がProjectの効果的な推進に即した融資機能を果しうるようにする必要がある。その取極めに盛り込むべき主な内容次のとおり。

(i) 特別口座の目的、(ii) 資金供給源、(iii) 借り手の条件

(iv) Operation System(金融代行機関の選定、貸付け対象

Project、特別口座から金融代行機関への資金の流し方、金融代行機関の役割と開発会社との関係、技術指導等)

(v) Operationの条件(Financeの範囲、Financeの限度、

Financeされた資金の使用期間及び貸付け期間、返還方法、貸付



け証書の作成方法，担保等）（VI）金利

5) 金融代行機関 (Agente Financiador)

開発会社と特別口座開設金融機関との間で取極めた，特別口座の管理運用規定に基づいて，特別口座開設金融機関からリパッセ又はリファイナンスされた資金をもって融資業務を行う。

金融代行機関は融資業務を行うにあたり手数料を受取る。

6) 生産ユニット (Agente Promotor)

農産物の生産のほか，農産物の処理加工，農業生産資材の生産，供給等の関連産業を含む。

金融代行機関を通じて特別口座資金の融資，開発会社からの出資及び技術指導を受け，開発の担い手として事業を推進する。

参加者はOpenとするが，投資会社に参加する企業及び団体ならびにその構成員を優先する。

農業生産は，入植農家及び栽植企業とし，栽植企業は日・伯合併となることが望ましい。

7) 役務提供機関 (Agente de Extensao)

INCRA, ACAR, CAMIG, EPAMIG, RURALMINAS等の関連機関が，開発会社の活動に必要な役務を開発会社の委託をうけ又は開発会社と連携して提供する。

役務提供に必要な経費は生産者の負担となるが，支払いは金融代行機関からなされる。

役務提供の契約は，生産者と役務提供会社との間でなされるが，開発会社が調整する。

8) 流通・販売部門 (Agente Comercializacao)

生産者に経済力が十分つくまで，農産物の内外市場情報の提供，流通組織の整備，必要ある場合は開発会社からの出資を考慮する。

生産部門で生産された農産物は原則として流通部門に販売すること

とし、その間の調整は開発会社が行う。

ただし、生産資材はこの部門では扱わないこととする。

### (9) 生産事業計画

#### 1) 土地取得、利用計画

当面実施するパイロットプロジェクトの事業規模は、すでに日・伯間で合意をみている5万haとし、土地の取得にあたっては、可能な限り団地としてのまとまりが確保できるようにする。

5万haの土地の利用については、日・伯間の協議の結果次のようにすることとした。

開発会社所有	10,000 ha (うち試験農場は3,000 ha)
栽植企業保有	20,000 ha (1企業10,000 ha, 2単位)
入植農家保有	20,000 ha (1戸当り500 ha, 40戸)

#### 2) インフラストラクチャの整備

基幹的なインフラストラクチャについては、連邦、州政府によって整備されるが、主として入植地内で個別農家で整備が困難な道路、電化、施設、倉庫、農機具修理工場、小学校、保健所等のインフラストラクチャについては開発会社はその整備を支援することとした。

#### 3) 栽植企業者及び入植農家の確保

伯側投資会社に参加予定の5企業はすでにCerrado地帯において農業開発の経験を有しており栽植企業への参加意向あり。(所有地の提供については日・伯間の協議によるが、全部を提供することはない) 入植農家については、COTIA及び南部の租合が協力する意向あり。

#### 4) 栽植企業モデル経営計画

i) 土地利用計画	10,000 ha	
穀類栽培	6,000 ha	(大豆, 小麦)
コーヒー	2,000 ha	
ユーカーリー植林	1,800 ha	
その他	200 ha	

ii) 投 負	153,000千クルセイロ
うち 土 地	30,000
固定資本	30,000

iii) 開発年次計画

2 団地に分け（1 団地 4,000 ha），初年度及び 2 年度にそれぞれ 1 団地ずつ開発する

iv) 資金計画

自 己 資 本	40,000千クルセイロ
開 発 会 社 投 負	20,000     #
借 入 金	
長 期	55,000
短 期	20,000

v) 利益計画

0 年目より資本金の 10 % 配当，総資本収益率 8 %

5) 入植農家モデル経営計画

i) 土地利用計画	500 ha
穀物栽培	300
コーヒー	100
ユーカリ植林	90
その他	10
ii) 投 資	4,800千クルセイロ
土 地	1,500
固定資本	3,300

iii) 開発年次計画

2 団地に分け，初年度及び第 2 年度にそれぞれ 1 団地ずつ開発する。

Ⅳ) 資 金 計 画

自 己 資 本		4 0 0 千クルセイロ
借 入 金	長期	4, 1 5 0
	短期	7 0 0

Ⅴ) 利 益 計 画

総資本収益率	1 2 %
--------	-------

(4) 開発会社の事業及び組織計画

1) 目的及び役割

開発会社は1974年9月に合意された日・伯農業開発協力事業の第一段階として行なわれるパイロットプロジェクト全体を計画、調整し、事業の効果的推進を図ることを目的とする。したがって開発会社は計画の作成、技術の開発指導、必要な資金の融資及び出資並びに債務保証、その他入植ならびに関連インフラストラクチュアの整備の促進等の事業を行う。

2) 事業計画

i) 計画の作成

情報の収集・分析・提供、開発事業実施計画調査、土地選定調査プロジェクトの作成及び指導、

ii) 融資機能

特別口座の資金により、金融代行機関を通じて次の分野の融資を行う。

農家の土地取得資金、制度資金の繰ぎ資金及び追加資金、制度資金の対象外資金、関連産業への協調融資資金、栽植企業への株主金融、

融資を行うため次の事業を行う。

総合融資計画の作成、融資の技術的事前指導、融資対象プロジェクトの選定、融資の承認、事後指導等、

iii) 技術開発，試験農場の設置，運営

研究協力事業その他連邦，州政府試験研究機関によって開発された技術の実地試験等を行い，生産者に普及するため3,000 ha の試験農場を設置運営する。

iv) 出 資 事 業

開発事業に参加する栽植企業及び関連産業に対し，必要と認められる場合出資参加することができる。

v) 債 務 保 証

本開発事業に参加する農業生産者が，特別口座資金以外の既存制度資金を借入れる場合，その債務について保証するため開発会社に10,000千クルセイロの保証基金を設ける。

vi) 入植及び土地取得分譲事業

入植計画の作成，農協が行う入植農家の選定，指導等の事業を支援するほか，必要と認められるときは，入植者の予約にもとづく土地の取得，分譲事業を行う。

vii) インフラストラクチュアの整備の促進

入植地内のインフラストラクチュアの整備促進を図るため，事業実施主体に特別口座からの資金を融資する。

viii) 土 地 の 所 有

試験農場用地含め10,000 ha の土地を所有する。

ix) 農産物の販売，流通組織の整備

当面は農産物の市場情報の提供等

3) 組 織 計 画

組織機構については，現在，国会に提案中の新株式会社法案等との関連を考慮し再検討する。

(5) 必要資金量と調達計画

1) パイロット・プロジェクト全体に必要な資金量（初期投資）は6億

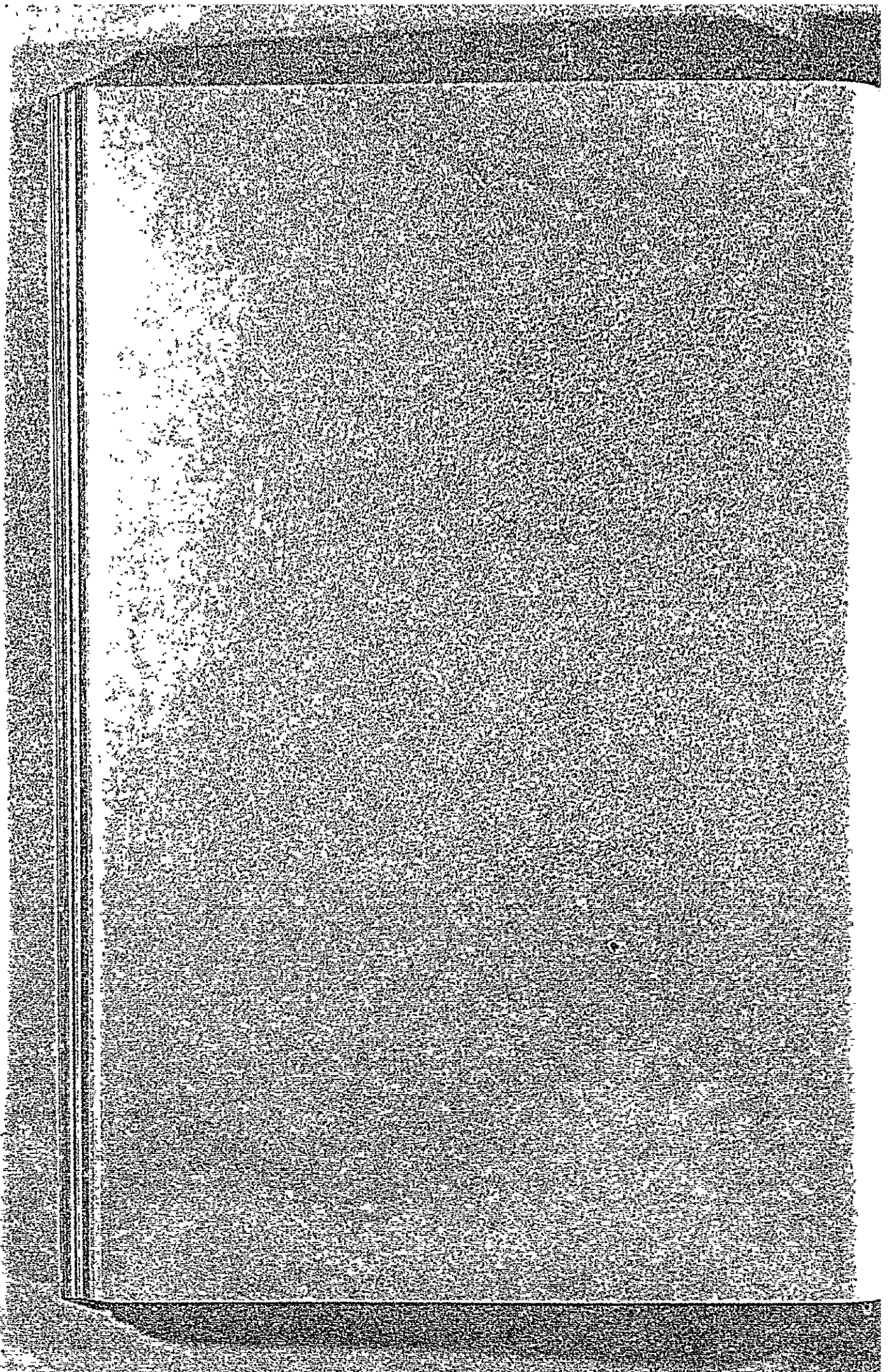
2,800万クロセイロと見積まれたが、日・伯間の分担、出資、融資の割合などについては今後さらに日・伯間で協議することとなった。

特に伯側は、開発会社の資本金を必要最少限にし、それ以外は、借入れ金によってまかなうこととし、日本側に対し金利2.5%すえ置き5年を含め20年償かんと条件に2,500万米ドルの融資を要請した。

2) 農林省としては、F/Sの結果及び伯側の要請を踏まえつつ、早急に財政当局と協議し、日本側としての方針をとりまとめ伯側との調整を行う一方、国内民間企業に対し参加協力要請を行ない、9月中旬に予定されているガイゼル大統領の訪日までには、投資会社設立のための準備を進めている段階にまで達しうよう努力したいと考えている。

(昭和51年8月18日)

XVII ヴァレンチーニ書簡





XVII. ヴァレンチーニ書簡

Brasilia, August 24, 1976

Dr. Takashi Hisamune, Vice President,  
Japan International Cooperation Agency (JICA)  
Tokyo

Dear Dr. Hisamune,

In addition to what was decided in Tokyo, and contained in the main points of the common understanding of June 25, 1976, during the last visit of the Group headed by Mr. Ashikaga, we have made new advances towards our program of Nippo-Brazilian cooperation for the development of "cerrado agriculture".

From our prospect, the aforementioned points may be summed up as follows:

- 1) The Japanese investment capital and the Japanese financial loans destined for the "Companhia de Desenvolvimento Agricola" in accordance with the Brazilian legislation, shall be registered in the Banco Central do Brasil.
- 2) The Brazilian Government, through the Brazilian National Treasury, will guarantee the loans obtained by CDA from Japan. In order that said guarantee be issued, the CDA shall make the conventional application to the competent organs and fulfill all legal formalities.
- 3) When providing complementary financial support to the entrepreneurs the CDA shall not grant direct loans. The resources destined for this end shall be deposited in a specific fund with the financial agent of its choice, which may be the Banco Central do Brasil or any regional development bank. The resources resulting from such fund will be handled by the financial agent in order to finance the projects indicated by and in accordance with the criteria established in a convention to be signed by CDA and the fund-managing bank, within the Brazilian legislation and credit rules in vigor.
- 4) For reference, the basic conditions for granting loans to the agricultural entrepreneurs will be the same as applicable to the "POLOCENTRO" Program. Furthermore, the CDA may, within the sphere of influence of said program, participate in the financing of activities of its interest other than agricultural production. For the granting of these credits, the CDA shall

take into consideration the reimbursing capacity of the specific projects, and not restrict itself to the usual rules for rural credit.

5) The Pilot Project, with a total area of 50,000 hectares shall be distributed in the following manner:

5-1 20,000 hectares for a program of settlement of 40 farming families, each family being granted an area of 500 hectares;

5-2 20,000 hectares to be developed by two projects of 10,000 hectares each;

5-3 10,000 hectares to be administered by the CDA for social welfare.

6) The agricultural project shall aim mainly at the production of grains, the cultivation of other products being desirable only as a means of assuring the greater economic stability of the projects.

7) In those projects in which the CDA will necessarily be a shareholder in order to render such projects viable, the CDA's participation will be limited to one third of the voting shares.

8) The initial capital of the CDA necessary for the establishment and development of the Pilot Project is estimated at Cr.115,000,000.00 (one hundred and fifteen million cruzeiros).

Furthermore, we understand that the detailing and subsequent establishment of the Pilot Project shall be undertaken by Brazilian and Japanese business groups consolidated in their respective holdings and associated with the CDA. The principal pending point is the amount of the participation of the Japanese side in the total of the financial loans necessary for the projects. The Brazilian side understands that, owing to the joint-nature of the project; to the division of the management into 49% to the Japanese side and 51% to the Brazilian side; and to the capitalization of private groups as a result of subsidized interest taxes incident to agricultural loans in Brazil, the amount of supplier-credit granted by the Japanese side should be the equivalent in yens of 25 million dollars. The terms of credit should have a maturity date of 20 years with a deferred initial payment of five years, and a 2.5% annual interest rate. The Mission headed by Mr. Ashikaga declared that it was not in condition to give a final pronouncement on the matter. This seems to be the last pending point to be solved before the understandings on the program of co-operation can be materialized on the occasion of President

Geisel's visit to Japan in September. In this respect, we request your good offices in informing us of the stand of the Japanese side with regard to this point.

The Brazilian side is ready to offer a counterpart of equal value to the financial loans to be extended by the Japanese side. In order to facilitate the operation, to avoid the incurring by CDA of additional financial costs, and to keep the interest-rates level with the normal rates for rural credit in Brazil, it is the intention of the Brazilian side to take from the global rural credit resources the equivalent value in cruzeiros of 25 million dollars and allocate the said amount to the Pilot Project area. The utilization of these resources would be carried out by a financial agent chosen by CDA in the projects that the latter would indicate. In this way, there will be an adequate amount of financial resources available to the Project, and, at the same time, no financial costs to CDA in connection with those financial resources issuing from the Brazilian side.

In the event that we are able to resolve this pending point, I wish to consult you on the possibility of the Japan International Cooperation Agency - JICA, and the Investimentos Brasileiros S/A - IBRASA, (a subsidiary company of the Banco Nacional de Desenvolvimento Economico - BNDE) signing an agreement pledging to take the leadership in their respective countries for the bringing together of enterprises interested in the formation of Japanese and Brazilian holdings.

We are enclosing, herewith, a draft of the agreement which might be signed between the two parties. In case it might be done, the Joint Communiqué by President Geisel and Prime Minister Miki would make reference to said agreement and would declare the decision of the two Governments to support the undertaking. This seems to us to be the most objective form of proceeding to the realization of our understandings.

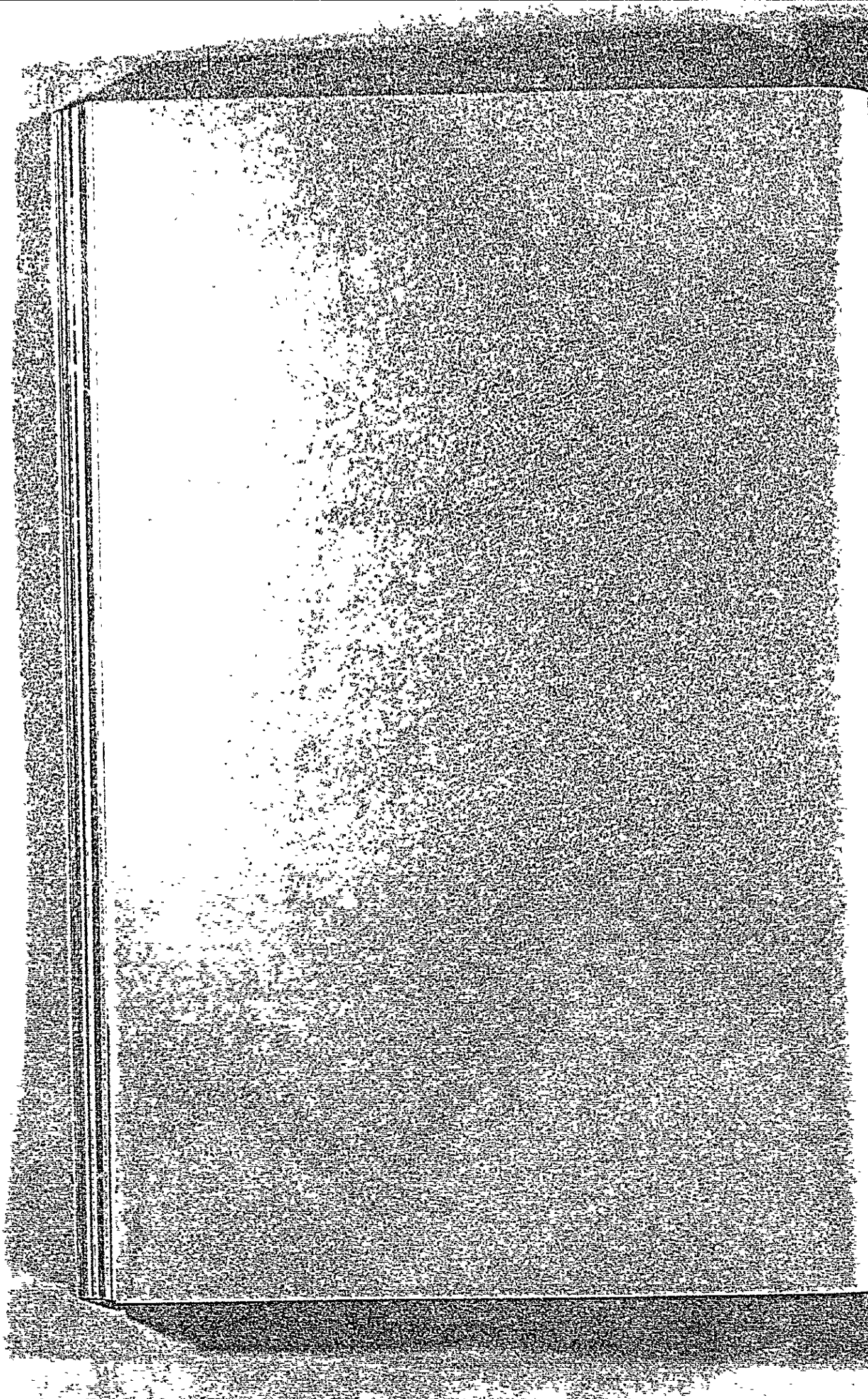
In anticipation of your kind reply on the matter, I avail myself of this opportunity to convey to you the assurances of my high esteem and consideration.

Rubens Valentini  
Deputy Coordinator

( 本文ポルトガル語 )



xix 農業研究協力の概要



## XIX. 農業研究協力の概要

### 1. 研究協力の目的

ブラジル農牧業試験研究公社（EMBRAPA）によって企画立案されたセラード農牧業試験研究センター（CPAC）計画に沿って進められている試験研究に対し、日本国政府が適切な協力措置を講ずることによりセラード農業の生産システム確立に資することを目的とする。

### 2. 協力の内容及び協力期間

伯側は特定の専門分野のプロジェクトではなく、伯側のウィークな面についての協力を期待しておりその分野は、①病理、②昆虫、③植物生理、④農業機械、⑤土壤-作物-水分系、⑥農業気象、⑦育種、⑧経営経済の8分野で各2名の専門家を希望したが、我国としては、①専門家派遣（下記3）、②機械供与、③研修員受入、④資料情報提供等により対応する。また本協力の協力期間は5年間とする。

### 3. 協力分野、専門家数及び伯国配属機関

	配属先	配属先	
①リーダー	長期1名 ~ CPAC	CPAC	
②植物病理	長期専門家 各1名	短期専門家 （必要に応じ適宜派遣）	
③昆虫			" ⑥農業気象
④作物栽培			" ⑦農業機械
⑤土壤-作物-水分系			" ⑧作物育種
			" ⑨農業経営経済
	" ⑩連絡調整	長期1名	

（注）①熱研第2部の派遣職員は本協力計画とタイアップして短期専門家として派遣

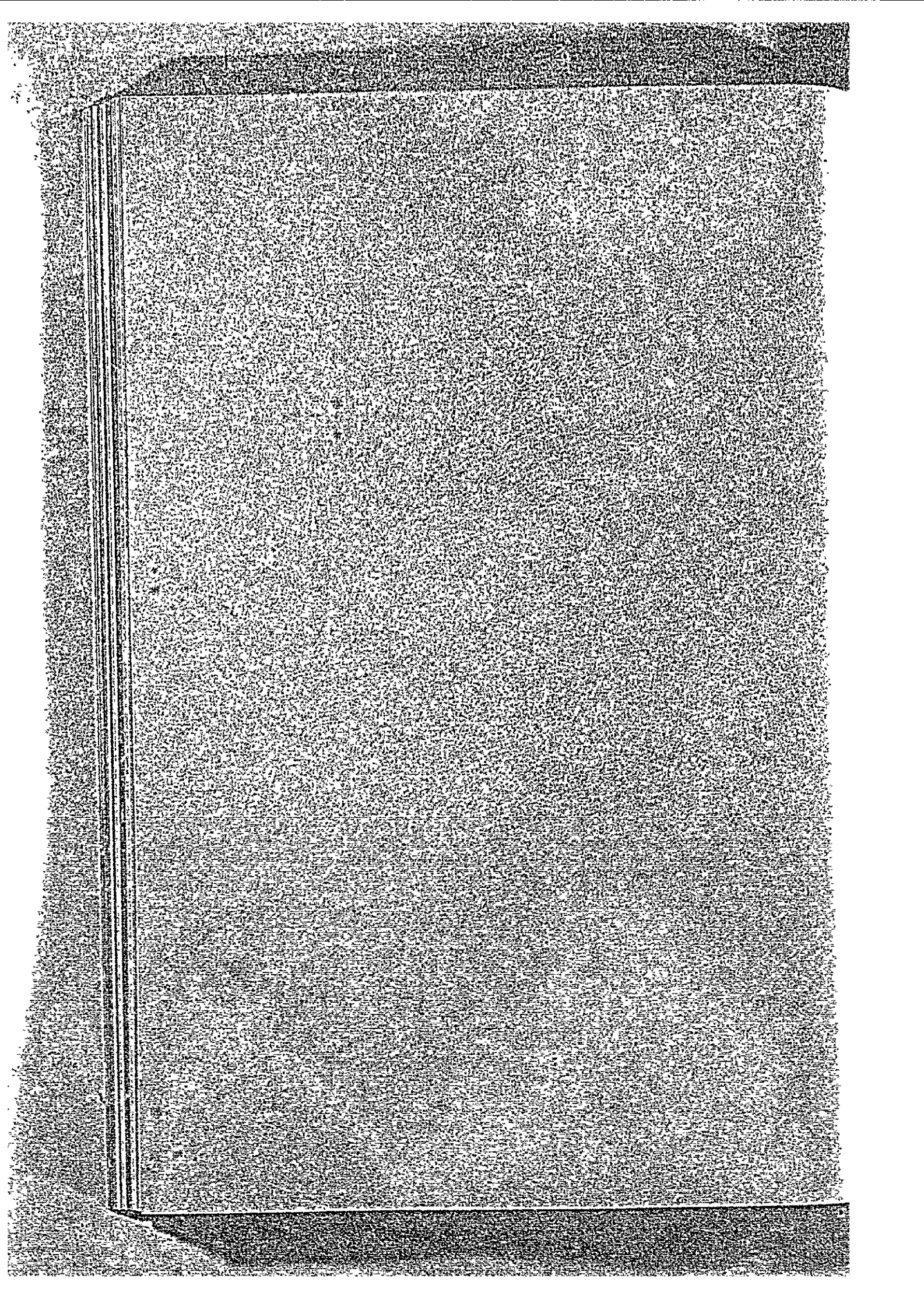
②長期は1年以上、短期は12カ月未満である。

4. 予算措置

5 1 年度機材供与費 4,400 万円



×× 農業研究協力に関する討議議事録



## XX. 農業研究協力に関する討議議事録

〔仮訳〕

農業研究協力プロジェクトに関する日本国農業調査団とブラジル農牧業試験研究公社（EMBRAPA）との間の討議々事録について

1975年10月の第1次調査に引き続き、セラード地域における農業開発の促進に資するための農業研究プロジェクトに関する具体的な技術協力内容を検討するため、国際協力事業団により組織された江川友治博士を団長とする第2次調査団は、1976年3月4日から3月16日までブラジル国を訪問した。

調査団は、農業研究協力プロジェクトに係る技術協力に関し、調査を行うとともに、EMBRAPAと一連の討議を行った。

調査及び討議の結果、調査団とEMBRAPAは、別添討議々事録を基礎として、「技術協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の基本協定」（1970年9月22日ブラジリアで署名された。以下、「基本協定」という。）第2条の規定に基づき5か年間の効力を有する補足取極（以下、「補足取極」という。）が可及的すみやかに締結されるよう各々両国政府に勧告することに同意した。

（なお、）両国政府の主務官庁によって補足取極が締結されるまでは、別添討議々事録の実施は開始されないものと理解される。

ブラジリア、1976年3月16日

サイン

日本調査団長

江川友治

サイン

EMBRAPA総裁

ジョーゼ イリネウ カブラル

農業研究プロジェクトに関する日本農業調査団とブラジル連邦共和国政府  
関係者との間の討議録事録

- 1 ブラジル連邦共和国政府と日本政府は、セラードにおける農業開発の促進に資するため、「日本 — ブラジル農業研究協力プロジェクト」(以下、「プロジェクト」という。)を相互に協力して実施する。

本プロジェクトは、附表Ⅰに掲げる基本計画及びⅡという合同委員会が作成し、かつ、両政府の関係当局が承認した基本計画の細目及び年次作業計画に基づき実施される。

- 2(1) 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、附表Ⅱに掲げる分野の日本人専門家の役務を自己の負担において供与するため必要な措置をとる。〔基本協定第 3 条(Ⅲ)〕
- (2) 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、かつ、日本の技術協力計画に基づく通常の手続を経て、若干名の短期専門家を必要に応じて追加派遣することができる。
- (3) (1)及び(2)にいう日本人専門家に対し、基本協定第 4 条(1)の規定が適用される。
- (4) (1)及び(2)にいう日本人専門家に対し、基本協定第 7 条及び第 8 条の規定が適用される。
- (5) (1)及び(2)にいう日本人専門家及びその家族に対し、基本協定第 6 条の規定が適用される。

- 3(1) 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、附表Ⅲに掲げるプロジェクトの実施のために必要な設備、機械及び資材を自己の負担において供与するため必要な措置をとる。〔基本協定第 3 条(Ⅳ)〕
- (2) (1)の設備、機械及び資材については、基本協定第 9 条(1)、(2)及び(3)の

規定が適用される。

- (3) 2.(1)及び(2)にいう日本人専門家とその任務用に携行する設備、機械及び資材は、別段の合意がある場合を除くほか、日本国政府の財産であり、基本協定第 9 条(2)に規定する免除に加えて、ブラジルにおいて課されることがある内国税その他課徴金を免除される。これらの物品の再輸出を容易にする措置がとられる。〔第 9 条(4)〕
  - (4) (3)の設備、機械及び資材のブラジル内の輸送のための費用は、ブラジル連邦共和国政府が負担する。〔第 9 条(5)〕
- 4.(1) 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、プロジェクトに携わるブラジル人の研究者及び研究管理者を日本の技術協力計画に基づく通常の手続を経て日本国に受入れ、訓練又は研修旅行を行うため必要な措置をとる。〔基本協定第 8 条(1)〕
- (2) ブラジル連邦共和国政府は、(1)にいう日本の技術協力の結果として取得されたブラジル人の研究者及び研究管理者の技術及び知識がプロジェクトの効果的な実施に寄与することを確保する。〔第 4 条(2)〕
- 5.(1) 2.(1)及び(2)にいう日本人専門家に対し、基本協定第 5 条(1)(iii)が適用される。
- (2) 日本人専門家及びその家族に対し、基本協定第 5 条(2)が適用される。  
ブラジル連邦共和国政府は基本協定第 5 条(2)にいう機関として E M B R A P A を指定する。
  - (3) ブラジル連邦共和国政府は、自己の負担において次のものを提供するため必要な措置をとる。〔基本協定第 5 条(1)+新規事項〕
    - (i) 附表Ⅳに掲げるプロジェクトの実施のために必要なブラジル人専門家及びその他の職員の役務〔第 5 条(1)(ii)〕
    - (ii) 附表Ⅴに掲げるプロジェクトの実施のために必要な土地、建物及び

施設〔第5条(1)(i)〕

(iii) 計画の実施のために必要な設備、機械、車輛、器具、工具、その他の資材(日本国政府によって供与されたものは除く。)又は補充品〔新-1〕

(iv) 附表Ⅲに掲げる物品の据付け、操作及び維持に必要な経費〔新-2〕

(v) 計画の実施に必要なすべての運営費〔新-3〕

6. EMBRAPAの技術担当理事は、プロジェクトの管理及び実施について責任を負い、又、日本人専門家は、プロジェクトの実施に必要な技術上の事項につき指導及び助言を与える。〔新-4〕

7. プロジェクトを成功裡に実施するため、附表Ⅰの3に掲げる実施機関と日本国政府の関係農業研究機関との間に緊密な協力関係が維持される。〔新-5〕

8. プロジェクトを効率的に遂行するため、附表Ⅳに掲げる農業研究合同委員会が設置される。合同委員会は、少なくとも年1回開催される。〔新-6〕

9. 両政府は、この補足取極から又はそれに関連して生ずることがあるいかなる事項についても相互に協議する。〔準第10条〕

## 附表 I 基本計画

### 1 プロジェクトの目標

プロジェクトの主目標は、ブラジル農牧業試験研究公社によって策定されたセラード農牧業試験研究計画（以下、「CPAC計画」という。）に沿って進められる研究活動に対する日本国政府の技術協力を通じてセラード地域における農業生産技術を確立することである。

セラード地域における緊急課題は、POLOCENTRO、ブラジリア経済地帯特別計画等同地域の開発計画の指針として役立つ農業生産技術を確立することであり、プロジェクトは、これら開発計画と充分調整のうえ実施される。

### 2 協力範囲

(1) プロジェクトは、CPAC計画のうち土壌、気象及び植物資源の利用プログラムを考慮して、主として植物病理、昆虫、植物生理を含む作物栽培、土壌-作物-水分系、作物育種、農業気象、農業機械及び農業経営経済の分野において実施される。

(2) プロジェクトは、次の各項からなる。

- a. (1)の分野に係る研究業務
- b. 情報、標本、資料及び研究報告の交換
- c. 両国研究者その他の職員の研究能力の開発
- d. 両政府間で合意されることがあるその他の活動

### 3 プロジェクト実施機関及び機能

（実施機関名）

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| (1) EMBRAPA | プロジェクトの管理運営及び総合調整 |
| (2) CPAC    | 研究の企画、設計、実施及び評価   |

- (3) EPAMIG                    ミナス・ジェライス州における農業開発事業に係る研究の調整
- (4) EEAU及びEEAP            CPAOの研究計画に基づく組立研究及び応用研究の実施
- (5) EEAPADAP                プロジェクトに係る現地圃場試験の実施

- (注) EMBRAPA                : ブラジル農牧業試験研究公社
- CPAC                    : セラード農牧業試験研究センター
- EPAMIG                  : ミナス・ジェライス州農牧業試験研究公社
- EEAU                     : ウベラーバ農事試験場
- EEAP                    : パトス・デ・ミナス農事試験場
- EEAPADAP                : アルトパラナイーバ農事試験場



附表Ⅱ 日本人専門家の表

(分類)	(分野)	(所属実施機関)
1. リーダー		CPAC
2. 研究者	(1) 植物病理	CPAC
	(2) 昆虫	CPAC
	(3) 作物栽培	CPAC
	(4) 土壌-作物-水分系	CPAC
	(5) 作物育種	CPAC
	(6) 農業気象	CPAC
	(7) 農業機械	CPAC
	(8) 農業経営経済	CPAC
3. 連絡員		CPAC

- (注) ;
- 1) 専門家は、プロジェクトの進展に応じて派遣される。
  - 2) 上記(5)から(8)の分野における専門家は、12カ月以内の短期専門家として派遣される。
  - 3) 専門家は、上に指定された実施機関に本拠をおくが、必要に応じ他の実施機関において研究活動を行うことができる。
  - 4) 専門家は、技術上の助言を与え、又、情報の交換を行うためセラード地域に所在する他の農業研究機関を訪問することができる。

### 附表Ⅲ 設備、機械及び資材の表

1. 実験室用の電子機材を含む設備、器具、工具、予備部品その他の資材
2. 圃場作業用の設備、機械、器具、工具、予備部品その他の資材
3. 実験用車輛
4. 肥料、農薬及び化学的防除用資材
5. 研修及び普及活動のための視聴覚教材及び資材
6. 書籍及びその他必要な印刷物
7. その他の必要な小設備及び資材

附表Ⅳ ブラジル人専門家及びその他の職員の表

1. リーダー
2. 研究者（日本人専門家のカウンターパート）
3. 実験助手
4. 圃場作業員
5. タイピスト，書記，運転手，通訳を含む事務員

- （注） 1）CPACの所長は，ブラジル人専門家及びその他の職員のリーダーとする。
- 2）日本人専門家のリーダーに対し，秘書1名が用意される。

## 附表V 土地、建物及びその他の施設の表

1. 日本人専門家用の事務室
2. 実験室
3. ガラス室
4. 実験圃場
5. プロジェクトの実施のために必要な設備、機械及びその他の資材の保管施設

## 附表Ⅵ 合同委員会の構成

### 1 委員長

EMBRAPAの技術担当理事

### 2 日本側委員

- 1) リーダー
- 2) 日本人専門家の代表1名
- 3) 国際協力事業団の代表1名

### 3 ブラジル側委員

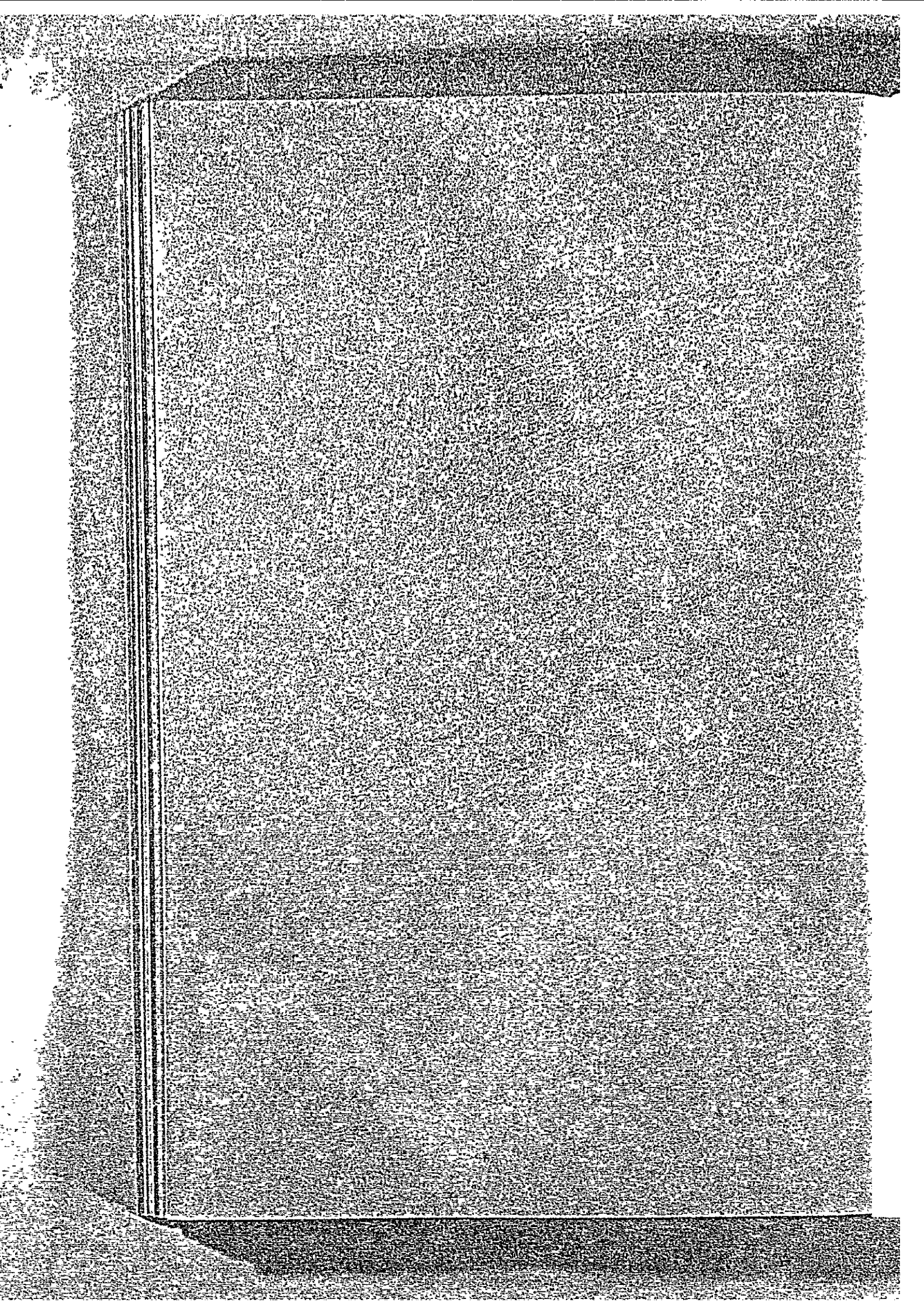
- 1) CPACの所長
- 2) CPACの技術部長
- 3) 土壌、気象及び植物資源の利用プロジェクトのコーディネーター

(注) 1) 日本国政府の関係農業研究機関の代表は、合同委員会にオブザーバーとして出席することができる。

2) 日本国大使館の館員1名及び同館が指定したものは、合同委員会にオブザーバーとして出席することができる。



xxi [ ブラジルの技術協力, 基本協定 ( 略称 )





XI. ブラジルとの技術協力基本協定（略称）

昭和45年9月22日 ブラジリアで

昭和46年7月15日 効力発生

昭和46年8月 4日 告示

（外務省告示第145号）

目 次

前 文	
第 一 条	技術協力の促進
第 二 条	補足取極の締結
第 三 条	日本国政府のとり措置
第 四 条	日本側派遣専門家とブラジル政府との連絡及びブラジル側の 技術協力の有効利用
第 五 条	ブラジル政府のとり措置 ブラジルとの技術協力基本協定（一） ブラジルとの技術協力基本協定（二）
第 六 条	日本人専門家及びその家族に対する関税・その他課徴金等の 免除及びその他の便宜
第 七 条	ブラジル側の日本人専門家に対する請求の責任の負担
第 八 条	ブラジルと国連等との間の技術援助協定に規定される特権、 免除及び便宜の日本人専門家に対する付与
第 九 条	設備、機械及び資材の供与並びにそれら設備等に対する関税 等の免除
第 十 条	協 議
第 十 一 条	効力発生及び終了
末 文	

## 技術協力に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の基本協定

前 文 日本国政府及びブラジル連邦共和国政府は、技術協力の促進により両国間に存在する友好関係を一層強化することを希望し、また、両国の経済及び社会発展を促進することがもたらす相互の利益を考慮して、

次のとおり協定した。

### 第一条

技術協力  
の促進 両政府は、両国間の技術協力を促進するよう努力する。

### 第二条

補足取極  
の締結 両政府は、相互に合意する個別の技術協力計画を実施するため、交換公文その他類似の形式により補足取極を締結する。

### 第三条

日本国政  
府のとり  
措 置 日本国政府は、この協定の目的を達成するため、日本国において施行されている法令に従い、かつ、第二条の取極に基づき、自己の負担で次の措置をとる。

- (i) 日本国における技術訓練のための研修手当をブラジル国民に支給すること。
- (ii) 日本人の専門家をブラジルに派遣すること。
- (iii) 設備、機械及び資材をブラジル連邦共和国政府に供与すること。
- (iv) ブラジルの経済及び社会開発計画を調査するため調査団をブラジルに派遣すること。
- (v) 相互に合意するその他の形の技術協力を行なうこと。

### 第四条

日本側派 (i) 日本国政府が派遣する専門家は、ブラジル連邦共和国政府

進専門家  
とブラジ  
ル政府と  
の連絡及  
びブラジ  
ル側の技  
術協力の  
有効利用

- が指定する機関を通し、同政府と緊密に連絡を保つものとし、その任務遂行に必要な同政府の指示に従う。
- (2) ブラジル連邦共和国政府は、第三条(1)に規定する日本の技術協力の結果としてブラジル国民が取得した技術及び知識がブラジルの経済及び社会発展に寄与することを確保する。

#### 第五条

- (1) 日本国政府が第三条(III)の規定に従い専門家を派遣する場合には、ブラジル連邦共和国政府は、自己の負担で次の措置をとる。
- (I) 専門家の任務遂行に必要な事務所その他の施設を提供し、かつ、その維持費を負担すること。
  - (II) 専門家の任務遂行に必要な現地要員（専門家に対応するブラジル人要員を含む。）を提供すること。
  - (III) 専門家の次の諸経費を負担すること。
    - (a) 通 勤 費
    - (b) ブラジル内の公用出張旅費
    - (c) 公用通信費
- (2) ブラジル連邦共和国政府は、同政府が補足取極中に指定する機関を通じ、(1)の専門家及びその家族に対し、次のものを提供する。
- (I) 現地の条件及び前記の機関の財政能力を考慮したうえ適当な家具付住宅
  - (II) 職務の結果又は現地の環境条件の結果生ずる事故又は疾病に対する無料の医療便宜

## 第六条

- 日本人専門家及びその家族に対する関税・その他課徴金等の免除及びその他の便宜
- (1) 日本国政府がこの協定の補足取極に従いブラジルに派遣する専門家は、その到着後6箇月の間に行なり次のものの輸入に関し、輸入許可、為替証明、領事手数料及び関税その他課徴金を免除される。ただし、特定の役務の提供の対価である料金は、この限りでない。
    - (i) 専門家及びその家族の携帯荷物
    - (ii) 専門家及びその家族用としてブラジルに持ち込まれる身回品、家財及び消費財で、ブラジルの現行の法令によって認められるもの
    - (iii) 専門家用として専門家又はその配偶者名義で輸入される自動車1台(ただし、専門家がブラジルに1年以上滞在する場合に限る。)。自動車の輸入許可は、日本国大使館の事前の申請があり次第ブラジル外務省により発給される。自動車1台を輸入する前記の権利は、ブラジルで生産された自動車1台をブラジルにおいて施行されている法令に従って与えられる特別の条件の下で購入する権利と代えることができる。ブラジルに輸入された自動車は、ブラジルにおいて施行されている法令に従って売却又は譲渡することができる。
  - (2) ブラジル連邦共和国政府は、現行の国内法令に従い、前記の物品の輸出につき同様の便宜を(i)の専門家に与える。
  - (3) ブラジル連邦共和国政府は、また、次の措置をとる。
    - (i) 専門家及びその家族に対し出入国査証を無料で、かつ、申請次第すみやかに発給すること。
    - (ii) 専門家及びその家族に対し身分証明書を交付し、かつ、専門家の任務遂行のために必要なすべての政府機関の協力

を確保すること。

#### 第七条

ブラジル側の日本人専門家に対する請求の責任の負担  
ブラジル連邦共和国政府は、日本国政府が派遣する専門家のこの協定の補足取極に定める任務の遂行に基因し、その遂行中に発生し、又はその他その遂行に関連する専門家に対する請求が生じた場合には、その請求に関する責任を負う。ただし、両政府が、その請求が専門家の重大なる過失又は故意から生じたことを合意した場合は、この限りでない。

#### 第八条

ブラジルと国連等との間の技術援助協定に規定される特権、免除及び便宜の日本人専門家に対する付与  
日本国政府がこの協定の補足取極に従って派遣する専門家は、1964年12月29日にリオ・デ・ジャネイロで署名されたブラジルと国際連合、その専門機関及び国際原子力機構との間の技術援助基本協定に規定される特権、免除及び便宜を与えられる。

#### 第九条

設備、機械及び資材の供与並びにそれら設備  
(1) 日本国政府が第三条の規定に従ってブラジル連邦共和国に供与する設備、機械及び資材は、陸揚港においてC I F建てでブラジルの関係当局に引き渡された時にブラジル連邦共和国政府の財産となる。これらの設備、機械及び資材は、両政府が合意した技術協力の目的のために使用される。

- 等に対する関税等の免除
- (2) (1)の設備、機械及び資材は、そのブラジルへの輸入に際し、輸入許可及び為替証明並びに関税、領事査証料その他課徴金を免除される。
- (3) (1)の設備、機械及び資材のブラジル内の輸送及びその補充のための費用は、ブラジル連邦共和国政府が負担する。
- (4) 第三条(III)及び(IV)の専門家及び調査団がその任務用に携行する設備、機械及び資材は別段の合意がある場合を除くほか日本国政府の財産であり、(2)に規定する免除に加えて、ブラジルにおいて課されることがある内国税その他課徴金を免除される。これらの物品の再輸出を容易にする措置がとられる。
- (5) (4)の設備、機械及び資材のブラジル内の輸送のための費用は、ブラジル連邦共和国政府が負担する。

#### 第十条

協 議 両政府は、必要な場合には、この協定の実施から生ずるいかなる事項についても協議を行なう。

#### 第十一条

- 効力発生及び終了
- (1) この協定は、日本国政府がブラジル連邦共和国政府からこの協定の効力発生のために必要な手続を終了した旨の通告を受領した日に効力を生ずる。
- (2) この協定は、1年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対し少なくとも6箇月の予告をもって協定や終了させる意思を書面により通告しない限り、毎年自動的に1年ずつ更新される。

末 文 以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けて、この協定に署名した。

1970年9月22日ブラジリア市で、英語によって本書2通を作成した。

日本国政府のために

愛 知 揆 一

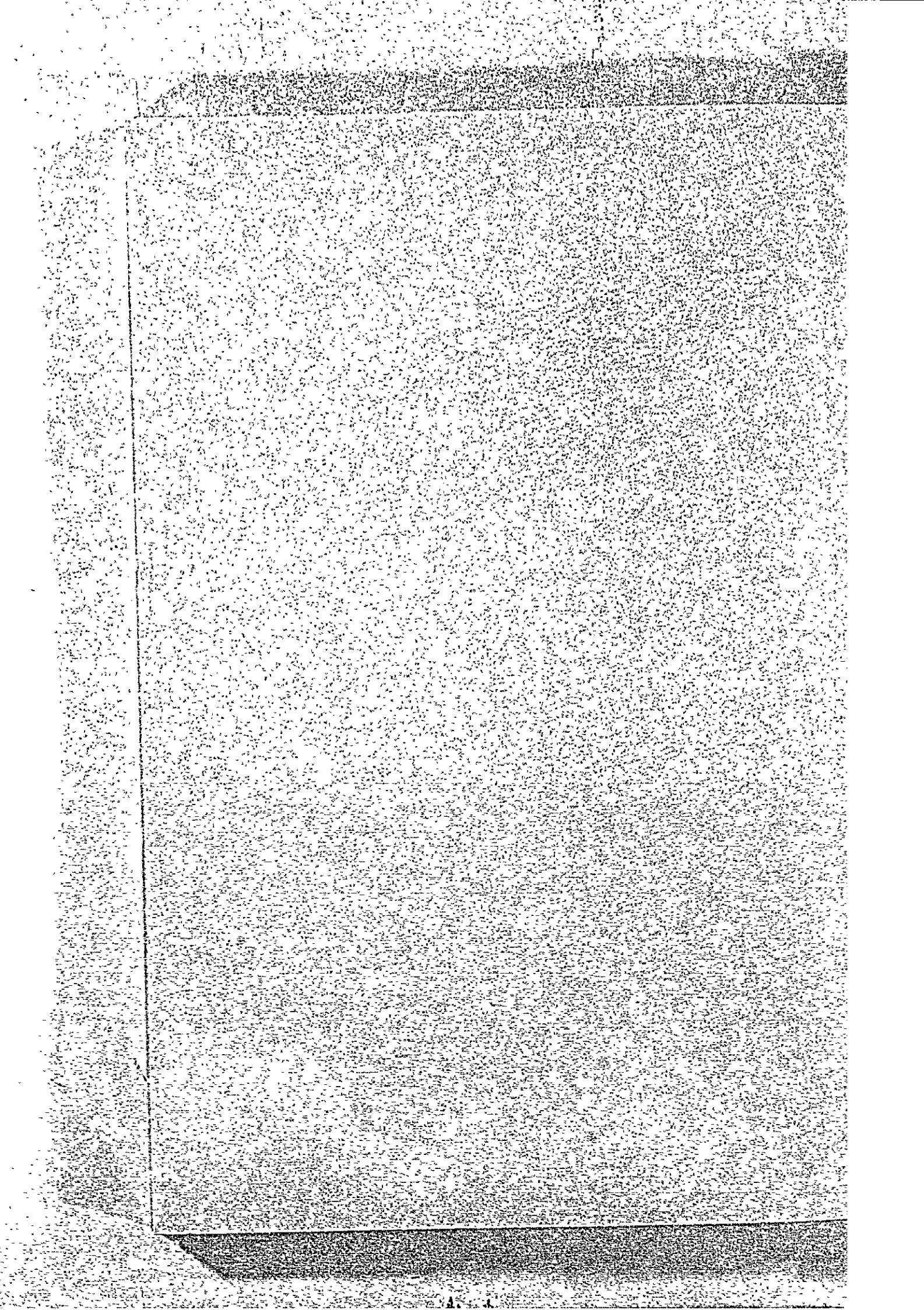
ブラジル連邦共和国政府のために

マリオ・ギブソン・バルボーザ





XXII 名 簿



XXII. 名 簿

(1) 日・伯農業開発協力推進議員懇談会

顧問	衆議院議員	赤	城	宗	徳
顧問	衆議院議員	櫻	内	義	雄
会長	衆議院議員	倉	石	忠	雄
副会長	衆議院議員	丹	羽	兵	助
主査	衆議院議員	淡		徹	郎
	衆議院議員	亀	岡	高	夫
	衆議院議員	栗	原	祐	幸
	衆議院議員	近	藤	鉄	雄
	衆議院議員	坂	村	吉	正
	衆議院議員	坂	本	三	十次
	衆議院議員	田	中	龍	夫
	衆議院議員	床	次	徳	二
	衆議院議員	中	川	一	郎
	衆議院議員	藤	井	勝	志
	衆議院議員	水	野		清
	衆議院議員	毛	利	松	平
	衆議院議員	渡	辺	美	智雄
	参議院議員	小	林	国	司
	参議院議員	楢	垣	徳	太郎

(アイウエオ順)

(参考) 日伯議員連盟

昭和50年6月20日現在

会 長	○ 千 葉 三 郎	( 自 , 衆 )
副 会 長	田 中 龍 夫	( " " )
	福 永 健 司	( " " )
	三 宅 正 一	( 社 , 衆 )
顧 問	岸 信 介	( 自 , 衆 )
	田 中 角 柴	( " " )

◎自民党

○ 秋 田 大 助	( 衆 )
△ 赤 城 宗 徳	"
江 藤 隆 美	"
奥 野 誠 亮	"
小 淵 恵 三	"
○ 加 藤 六 月	"
北 沢 直 吉	"
岸 信 介	"
久 保 田 円 次	"
小 平 久 雄	"
小 山 省 二	"
○ 桜 内 義 雄	"
○ 白 浜 仁 吉	"
志 賀 節	"
田 中 龍 夫	"
谷 川 和 穂	"

○ 千	葉	三	郎	( 衆 )
○ 床	次	德	二	"
	中	梅	吉	"
	西	銘	治	"
	野	田	一	"
	長	谷	川	峻
	羽	田	野	忠
	林			大
	橋	口		隆
○ 福	永	一	臣	"
	福	永	健	司
	坊		秀	男
	前	田	正	男
	松	本	十	郎
	武	藤	嘉	文
	村	上		勇
	村	田	敬	次
○ 毛	利	松	平	"
	森		喜	朗
	渡	辺	栄	一
	我	孫	藤	吉
		子		( 参 )
○ 稻	嶺	一	郎	"
○ 岩	勳	道	行	"
○ 江	藤		智	"
	高	橋	邦	雄
○ 中	山	太	郎	"
	福	井		勇

○ 增 原 恵 吉 ( 参 )

◎ 社会党

○ 小 林 進 ( 衆 )

児 玉 末 男 '

高 田 富 之 '

△ 堂 森 芳 夫 '

三 宅 正 一 '

○ 山 本 幸 一 '

吉 田 法 附 '

加 瀬 完 ( 参 )

松 永 忠 二 '

佐 \* 木 静 子 '

◎ 公明党

柏 原 ヤ ス ( 参 )

白 木 義 一 郎 '

矢 迫 秀 彦 '

◎ 民社党

受 田 新 吉 ( 衆 )

小 沢 貞 孝 '

和 田 耕 作 '

○ 理事 , △ 幹事

(2) 日・伯農業開発協力企画委員会

委員長	久 宗 高	国際協力事業団副総裁
(政府関係者)		
	大 鷹 正	外務省経済協力局参事官
	高 須 健 明	農林省農林経済局国際部長
	吉 原 平二郎	国際協力事業団理事
	足 利 知 己	国際協力事業団農林業計画調査部長
(農業団体関係者)		
	吉 田 和 雄	全国農業協同組合中央会常務理事
	日 下 孝 之	農林中央金庫理事
	井 田 豊 秋	全国農業協同組合連合会常務理事
	木 場 秀 雄	全国共済農業協同組合連合会理事
(経団連関係者)		
	古 藤 利久三	(株)経済団体連合会専務理事
	水 野 潤太郎	三菱商事穀物油脂部長
	折 橋 治 泰	三井物産食料総括部長
	越 後 純 一	伊藤忠商事総合開発部長役
	矢 作 泰 三	住友商事海外総合プロジェクト室長付
	小 野 宏	日本長期信用銀行業務開発第2部長
オブザーバー		
	山 口 達 男	大蔵省国際金融局投資第三課長
	愛 甲 次 郎	経済企画庁調整局経済協力第一課長
	伊 部 政	海外経済協力基金業務第一部長

(参 考)

## 日伯農業開発協力企画委員会設置要領

S. 51. 4. 7

### 1 委員会の設置

昭和49年9月の田中前総理大臣と伯国カイセル大統領との間で基本的な合意をみた日伯農業開発協力(以下「日伯農業開発協力」という。)の実施に係る基本的事項,特に日伯農業開発会社のあり方を中心に,それらについて審議決定を行うため,日伯農業開発協力企画委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

### 2 委員会の構成

- (1) 委員会は,別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 委員会の長は国際協力事業団担当副総裁とする。
- (3) 委員会は,必要があるときは,上記(1)の委員のほか,関係者をオブザーバーとして出席させることができる。オブザーバーは,委員長の許可を得て,適宜発言することができる。

### 3 委員会の会議

- (1) 委員会は,必要に応じ,委員長が招集する。
- (2) 委員会の議長は委員長とする。
- (3) 委員会の議決は,委員(委員に支障がある場合におけるその委員の代理者を含む。)の全員による全会一致とする。

### 4 委員会の庶務

委員会の庶務は,農林省農林経済局国際協力課に設置する日伯農業開発協力対策室において行う。



## 5. 推進部会の設置等

- (1) 委員会は、日伯農業開発協力に係る具体的計画を策定し、その推進を図るため、日伯農業開発協力推進部会（以下「推進部会」という。）を設ける。
- (2) 推進部会は、国際協力事業団に設ける。
- (3) 推進部会の長は、国際協力事業団農林業計画調査部長とし、その構成員は委員会の委員の属する団体より派遣するものとするが、具体的な派遣については委員会において協議決定する。

## 6. 雑 則

本要領に定めるもののほか、この委員会の運営に必要な事項は委員会において定める。

(3) 日伯農業開発協力委員会

経団連日伯経済委員会委員長 新日本製鉄相談役	平	井	富三郎
経団連会長	土	光	敏夫
経団連通商対策委員長 三井物産相談役	水	上	達三
三菱商事社長	田	部	文一郎
三井物産社長	池	田	芳蔵
伊藤忠商事社長	戸	崎	誠喜
住友商事社長	柴	山	幸雄
トーマン社長	安	本	和夫
安宅産業社長	小	松	康
日綿実業社長	神	林	正教
兼松江商社長	清	川	正二
丸紅社長	松	尾	泰一郎
日商岩井社長	辻		良雄
東食社長	長	谷川	又二郎
大洋漁業社長	中	部	謙吉
ヤクルト本社社長	松	園	尙巳
小松製作所社長	河	合	良一
東京芝浦電気社長	岩	田	式夫
石川島播磨重工業会長	田	口	連三
王子製紙社長	田	中	文雄
三菱化成工業社長	鈴	木	永二

帝人社長	大屋晋三
旭化成工業社長	宮崎輝
宇部興産社長	中安閑一
協和醸酵工業会長	加藤辨三郎
日本興業銀行頭取	池浦喜三郎
日本長期信用銀行頭取	杉浦敏介
第一勸業銀行頭取	横田郁
野村証券社長	北裏喜一郎
経団連専務理事	古藤利久三
新日本製鉄参与	安藤龍一

日・伯農業開発協力委員会

(代理)

	所 属 会 社 名 等	氏 名
委員長	経団連 日・伯経済委員会委員長 新日本製鉄社長	平 井 富三郎
委員	三菱商事穀物油脂部長	坂 部 順 一
	三井物産食糧総括部長	折 橋 治 泰
	伊藤忠商事総合開発部長役	越 後 純 一
	住友商事海外総合プロジェクト開発室長付	福 良 照 雄
	トーマン企画開発室長	松 川 保 雄
	安宅産業東京海外業務第一部長	野 口 健 児
	日綿実業東京機械本部長	荒 井 武
	兼松江商穀物油脂部長	面 川 安 之
	丸紅取締役海外統轄部長	見 富 茂 太 郎
	日商岩井油脂原料部長	片 山 階 夫
	新日本製鉄鉄参与	安 藤 龍 一
	日本興業銀行参事役	村 松 敦
	東京芝浦電気取締役国際協力部長	関 階 雄
	経団連専務理事	古 藤 利 久 三

(4) 日・伯農業開發協力委員會運管委員會

所 属	氏 名
三菱商事穀物油脂部長	坂 部 順 一
三井物産食糧總括部長	折 橋 治 泰
伊藤忠商事綜合開發部長役	越 後 純 一
経団連専務理事	古 藤 利 久 三
( 委員長代理 ) 新日本製鉄参与	安 藤 龍 一
( 事務局 ) 経団連国際經濟部調査役	糠 沢 和 夫

(参考) 日伯経済合同委員会日本側委員

49・9・25

(敬称略・順不同)

日伯経済委員会委員長 新日本製鉄社長	平 井 富三郎
三菱重工業相談役	河 野 文 彦
富士銀行会長	岩 佐 凱 実
東洋紡績相談役	谷 口 豊三郎
日本興業銀行相談役	中 山 素 平
十條製紙会長	金 子 佐一郎
王子製紙社長	田 中 文 雄
電源開発総裁	大 堀 弘
小野田セメント相談役	安 藤 豊 祿
三菱化成工業会長	篠 島 秀 雄
日本軽金属社長	中 山 一 郎
石川島播磨重工業会長	田 口 連 三
日本電気社長	小 林 宏 治
トヨタ自動車工業社長	豊 田 英 二
日立製作所社長	吉 山 博 吉
川崎重工業社長	四 本 潔
小松製作所社長	河 合 良 一
ソニー社長	盛 田 昭 夫
川崎製鉄社長	藤 本 一 郎
日本精工社長	今 里 広 記
ヤクルト社長	松 園 尚 巳
帝人社長	大 屋 晋 三

東レ会長	安	居	喜	造
鐘紡社長	伊	藤	淳	二
倉敷紡績社長	田	中		敦
三菱商事会社	藤	野	忠次郎	
三井物産社長	池	田	芳	蔵
伊藤忠商事会長	越	後	正	一
丸紅社長	楢	山		広
日商岩井社長	辻		良	雄
住友商事会長	津	田		久
日綿実業社長	神	林	正	教
兼松江商社長	町	田	業	太
第一勧業銀行頭取	横	田		郁
三菱銀行会長	田	実		涉
三和銀行頭取	村	野	辰	雄
住友銀行頭取	伊	部	恭之助	
三井銀行会長	小	山	五	郎
東京銀行頭取	横	山	宗	一
日本不動産銀行頭取	勝	田	龍	夫
野村証券社長	北	裏	喜一郎	
山一商券会長	日	高		輝
日本公営社長	橋	本	敏	男
大阪商船三井船泊社長	篠	田	義	雄
大洋漁業社長	中	部	謙	吉
太洋神戸銀行頭取	石	野	信	一
日本長期信用銀行頭取	杉	浦	敏	介
安宅産業社長	市	川	政	夫
守谷商会代表取締役	四	本		修

東海銀行頭取	三	宅	重	光
トーマン社長	安	本	和	夫
大和証券会長	山	内	隆	博
日興証券会長	渡	辺	省	吾
-----				
経団連会長	土	光	敏	夫



